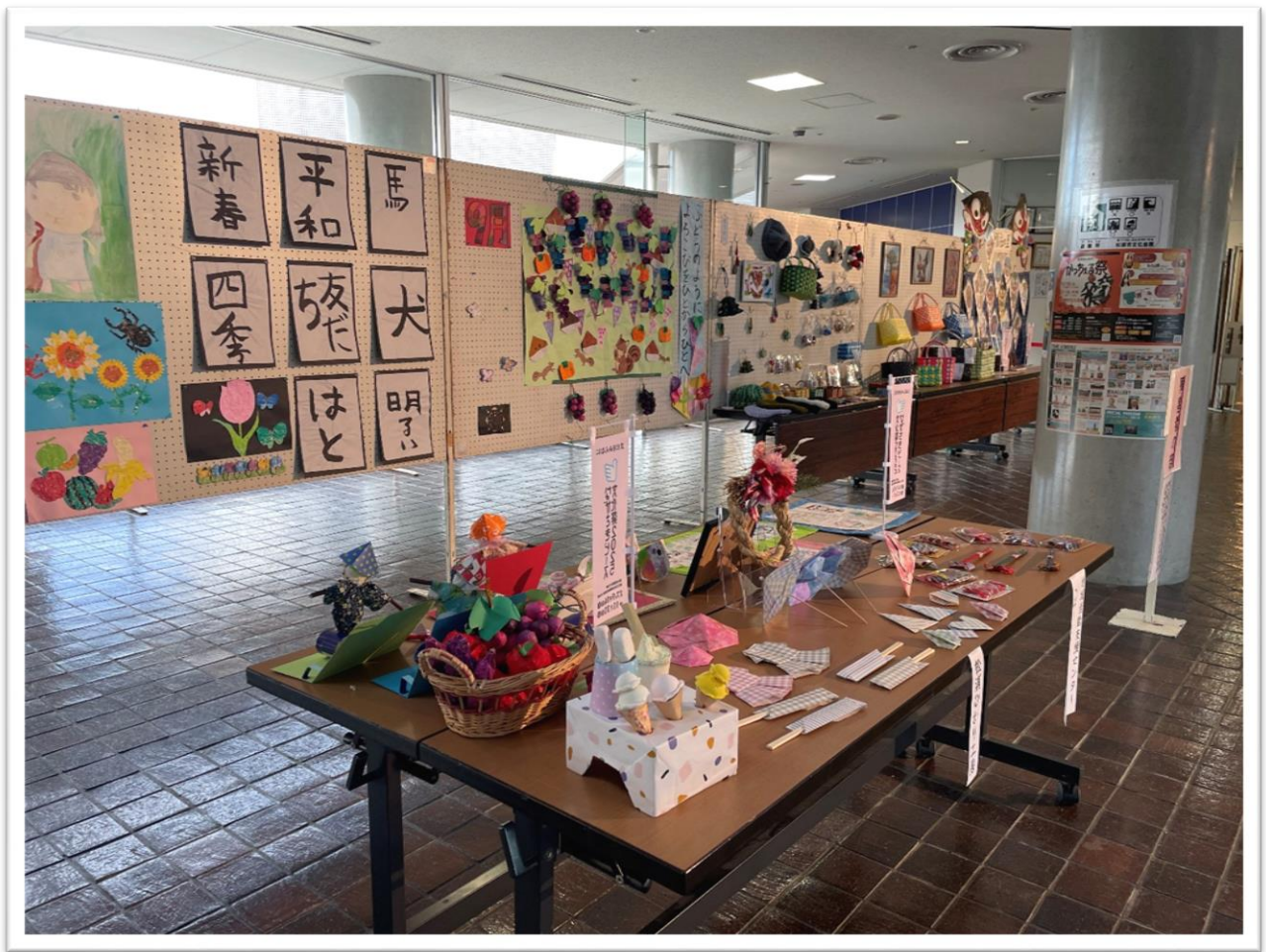


松浦市障害者計画

《令和7年度～令和11年度》



ながさきピース文化祭2025プレイベント
令和6年度松浦市民文化祭【作品展示（障害者の部）】

令和7年3月

はじめに

近年、障害福祉を取り巻く環境は、障害当事者の高齢化や障害の重度化などを背景に、多様化・複雑化しております。また、「親亡き後」を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみの対応が求められています。

このような中、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源や世代が分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて取り組みを始めています。

これまで、本市の障害福祉は、平成18年1月1日の市町合併による新市誕生後に策定した「松浦市障害者計画・障害福祉計画（平成19年3月策定）」に位置付けられた基本理念「障害の有無にかかわらず市民がお互いの人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を受け継ぎ、すべての市民が幸せを感じながら生き生きと安心して暮らせるよう、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

このたび、現行の「松浦市障害者計画」が令和6年度をもって終了することから、新たに今後5年間の本市における障害福祉施策の方向性を示す第4期となる「松浦市障害者計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、障害のある人の現状を把握し、ニーズに対応したものとなるよう、障害者計画アンケート調査を実施し、多くの皆様から貴重なご意見をいただき、今後の施策の参考とさせていただきました。さらに、障害者総合支援法に規定する「松浦市地域自立支援協議会」でのご意見や協議された内容を反映させていただきました。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました市民の方々や、様々な視点から熱心にご審議くださいました自立支援協議会委員の方々など、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向け、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月

松浦市長 友田 吉泰



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
（1）国の動向	1
（2）国における近年の障害福祉施策の動向	2
（3）県の動向	3
（4）本市の取組	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 障害のある人の現状	5
1 統計データからみた障害のある人の現状	5
（1）人口の推移	5
（2）障害のある人の状況	6
2 アンケート調査結果からみた障害のある人の現状	12
（1）調査概要	12
（2）調査結果の概要（抜粋）	13
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
第4章 計画の基本施策	33
基本目標1 自立に向けた生活支援	33
基本目標2 理解の促進	34
基本目標3 保健・医療の充実	36
基本目標4 社会参加への促進	37
基本目標5 やさしいまちづくり	38
第5章 計画の推進体制	40
1 庁内及び関係機関との連携強化	40
2 国や県、近隣市町との連携強化	40
3 さまざまな組織・団体との協働体制強化	40
4 広報・啓発活動の推進	40
5 持続可能な開発目標との関連	41
6 計画の点検・評価	41
資料編	43
1. 松浦市地域自立支援協議会設置要綱	44
2. 松浦市地域自立支援協議会委員名簿	46
3. 松浦市障害者計画策定の経緯	47

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名以降、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これらの国内法の整備を含めた一連の取組の成果を踏まえ、平成26年1月に条約が批准されました。

そのような中、令和5年3月には、令和5年度から5年間を計画期間とする新たな「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。国の基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ^{*1}の向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的な考え方や各種施策が示されています。

また、令和4年5月には、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、障害者基本計画の作成や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

【障害者基本計画（第5次）】

基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

*1 アクセシビリティ

：年齢や性別、障害の有無にかかわらず、だれでも必要とする情報に簡単にアクセスして利用できること。

(2) 国における近年の障害福祉施策の動向

年次	法律（国際条例）、出来事	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	障害福祉施策の3障害一元化 利用者本位のサービス体系再編 障害程度区分の導入
H19	障害者権利条約の署名	医学モデル→社会モデルへの転換 障害者の人権や基本的自由の確保 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
H22	障害者自立支援法の改正・施行	利用者負担の見直し（H24.4施行） 障害定義…発達障害の追加
H23	障害者基本法の改正・施行 （旧心身障害者対策基本法）	障害者の定義見直し、障害を理由とする差別禁止 合理的配慮の概念を追加
H24	障害者虐待防止法の施行	虐待の分類定義、虐待を発見した国民の通報義務 障害者虐待防止センター等の設置 虐待を受けた障害者の保護及び支援措置
H25	障害者総合支援法の施行 （旧障害者自立支援法） ※H24 制定	障害定義…難病者の追加 障害者サービスの一元化 地域生活支援事業の追加
	障害者優先調達法の施行	国や地方公共団体の物品調達の推進
H26	障害者権利条約の批准（締結）	障害者の人権や基本的自由の確保 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
H28	障害者差別解消法の施行 ※H25 制定	障害を理由とする差別的取扱いの禁止 合理的配慮の提供（民間事業者→努力義務）
H30	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正・施行	自立生活援助サービスの創設 就労定着支援サービスの創設
	障がい者文化芸術活動推進法の施行	文化芸術活動を通じた個性・能力の発揮、社会参加の促進
R1	視覚障害者等の読書環境整備推進法の施行	アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）の量的拡充、質の向上
R2	聴覚障害者等電話利用円滑化法の施行	電話リレーサービス提供機関の設置
R3	医療的ケア児支援法の施行	国、自治体による医ケア児・家族への支援措置 学校、保育所による看護師等配置の措置
	障害者差別解消法の改正 ※R6.4 施行	合理的配慮の提供 （民間事業者：努力義務→義務化）
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	防災、防犯及び緊急通報時の体制整備 意思疎通支援者の確保、養成
	国連障害者権利委員会による障害者権利条約の総括所見	評価…アクセシビリティ確保、合理的配慮 勧告…地域移行・強制入院、インクルーシブ教育システム
	障害者総合支援法の改正 ※R5.4以降随順次施行	就労選択支援サービスの創設（施行日未定） 精神障害者支援体制の整備（一部施行日が異なる）
	障害者雇用促進法の改正 ※R5.4以降随時施行	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 10～20時間未満で働く障害者の実雇用率算定

（３）県の動向

平成１５年に「長崎県障害者基本計画」（長崎県障害者プラン）、平成２１年に「改訂長崎県障害者基本計画」、平成２６年に「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」、平成３１年には「長崎県障害者基本計画（第４次）」が策定され、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

平成２６年４月には、障害のある人に対する差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（障害者差別禁止条例）が施行され、地域相談員の配置など、障害を持つ人がより良い生活を送るための地域づくりを推進しています。

令和６年３月には、令和６年度から５年間を計画期間とする「長崎県障害者基本計画（第５次）」が策定されました。

（４）本市の取組

本市では、平成１８年１月１日の市町合併による新市誕生後、旧市町が策定した旧松浦市障害者福祉計画（平成１６年策定）、旧福島町障害者福祉保健計画（平成１１年策定）及び旧鷹島町障害者計画（平成１３年策定）の理念と方針を継承するとともに、法の制定に基づく国の福祉施策の方針及び長崎県障害者基本計画の方針にのっとり、市と市民が共同して課題の対策と福祉支援を図ることを目的に、新市として障害者の自立と社会参加を目指して「松浦市障害者計画・障害福祉計画」を平成１９年３月に策定しました。

平成２７年２月には、第２期となる「松浦市障害者計画」、令和２年２月には、第３期となる「松浦市障害者計画」を策定し、「障害の有無にかかわらず市民がお互いの人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に、「障害者の自立に向けた生活支援」、「障害者に対する理解の促進」、「保健・医療の充実」、「障害者の社会参加への促進」、「障害者にやさしいまちづくり」の５つの基本目標を掲げ、障害福祉施策の推進に努めてまいりました。

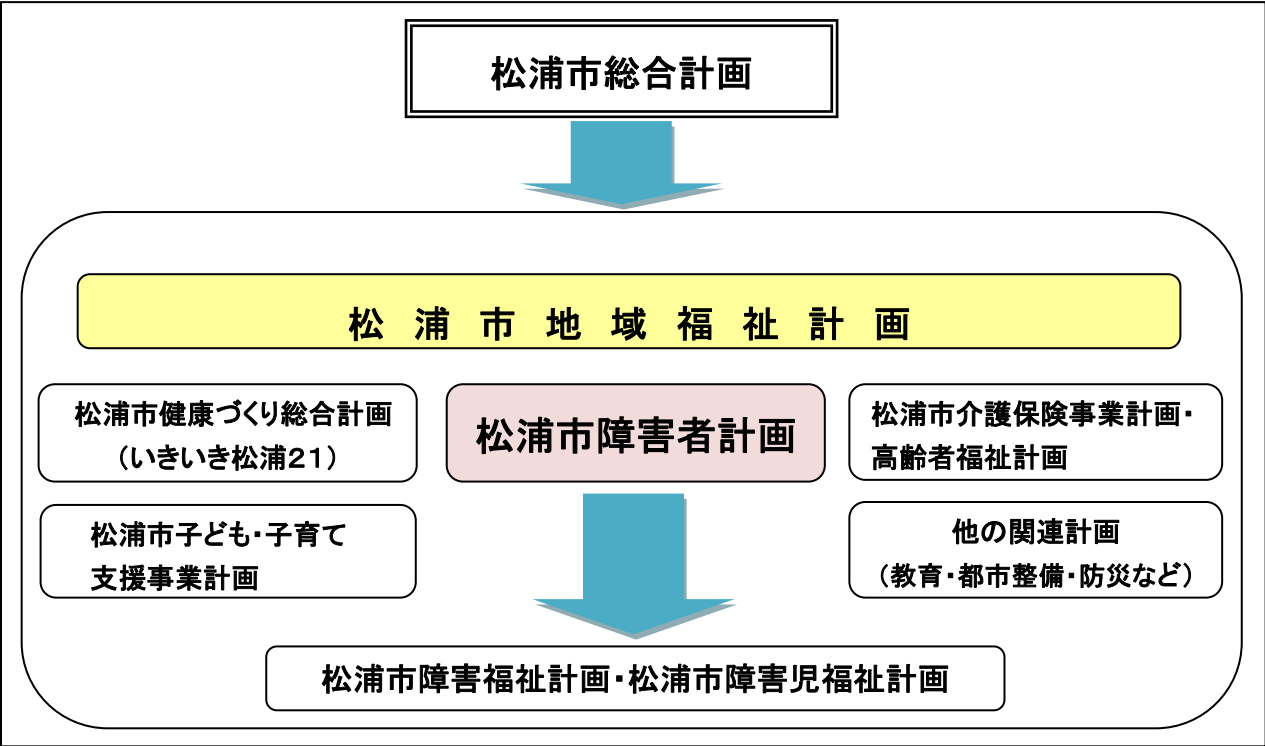
また、本市のあるべき姿と進むべき方向性を定めた「松浦市総合計画」が令和２年３月に策定されており、障害福祉分野では、「障害のある人が生きがいややりがいを持って安心して暮らすことができるまち」、「障害のある人が自立して社会参加できるまち」が施策の方向性として示されています。

現行計画の松浦市障害者計画は、令和７年（２０２５年）３月をもって５年間の計画期間を終了します。そのため、国や県の動向、障害者計画アンケート調査等に基づく障害者福祉を取り巻く状況の変化及び松浦市地域自立支援協議会の意見等を踏まえ、今後５年間の本市における障害者施策の方向性を示す第４期となる「松浦市障害者計画」の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

本計画は、上位計画である「松浦市総合計画」や「松浦市地域福祉計画」、「松浦市障害福祉計画・松浦市障害児福祉計画」などの関連計画、国や県の各種計画との整合を確保して策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。ただし、障害に関する法律や制度が変更されるなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
障害者計画(第3期)					障害者計画(第4期)				
				見直し					
	障害福祉計画 (第6期)				障害福祉計画 (第7期)			障害福祉計画 (第8期)	
	障害児福祉計画 (第2期)				障害児福祉計画 (第3期)			障害児福祉計画 (第4期)	
			見直し			見直し			

第2章 障害のある人の現状

1 統計データからみた障害のある人の現状

(1) 人口の推移

松浦市の令和5年度末の人口は20,722人、世帯数は9,934世帯で、人口及び世帯数は年々減少傾向にあります。

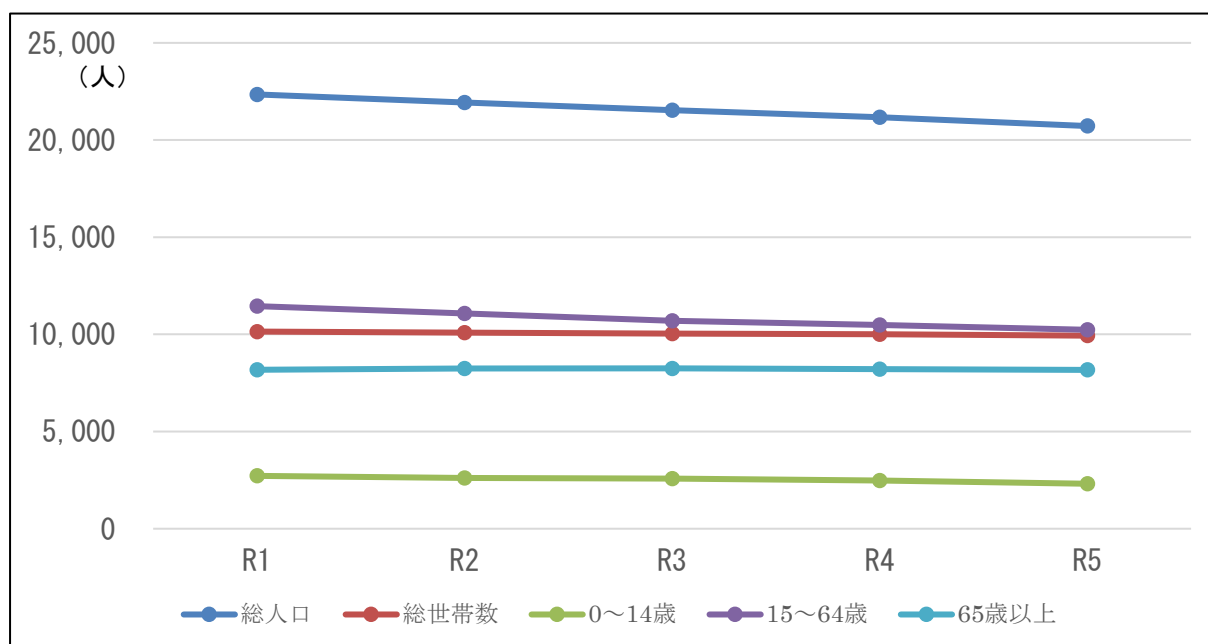
年齢別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は令和3年度までは増加の一途をたどっていましたが、その後は減少傾向にあり、令和6（2024）年3月末現在の市民全体に占める65歳以上の人の割合（高齢化率）は39.4%となっています。

人口・世帯数の推移

（単位：人）

区 分		R1	R2	R3	R4	R5
総人口		22,346	21,924	21,537	21,182	20,722
総世帯数		10,144	10,087	10,035	10,000	9,934
内 訳	0歳～14歳	2,719	2,614	2,579	2,477	2,314
	15歳～64歳	11,453	11,073	10,707	10,489	10,236
	65歳～	8,174	8,237	8,251	8,216	8,172
高齢化率		36.6%	37.6%	38.3%	38.8%	39.4%

資料：住民基本台帳（外国人を含む。各年度3月末現在）



(2) 障害のある人の状況

① 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和6（2024）年3月末現在で1,863人（重複分を含む）となり、松浦市の人口総数の9.0%にあたります。

障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
障害者手帳所持者総数	2,140	1,959	1,937	1,855	1,863
身体障害者手帳	1,624	1,446	1,404	1,340	1,328
療育手帳	342	339	337	341	362
精神障害者保健福祉手帳	174	174	196	174	173

（※各年度3月末現在 ※総数には重複分を含む）

② 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、70歳以上の高齢者の所持者が多く、手帳所持者総数はやや減少傾向にあります。

障害等級別の内訳をみると、1級所持者の割合が高くなっています。

障害種類別では、肢体不自由と内部機能によるものが8割以上を占めています。

身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）年度別年齢構成

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
0歳～5歳	2	1	1	1	1
6歳～17歳	11	13	12	10	10
18歳～64歳	333	301	284	264	252
65歳～69歳	149	143	127	131	130
70歳以上	1,129	988	980	934	935
計	1,624	1,446	1,404	1,340	1,328

（※各年度3月末現在）

障害の程度からみた年度別身体障害者数

(単位：人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
1 級	437	399	374	357	354
2 級	260	216	211	205	212
3 級	314	273	270	245	236
4 級	379	345	340	331	323
5 級	93	86	87	80	80
6 級	141	127	122	122	122
計	1, 624	1, 446	1, 404	1, 340	1, 328

(※各年度 3 月末現在)

障害の種類別からみた身体障害者数

(単位：人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
視覚	104	95	89	77	79
聴覚・平衡機能	178	163	158	158	151
音声・言語機能	13	11	11	13	14
肢体不自由	824	722	705	678	666
内部機能	505	455	441	414	418
計	1, 624	1, 446	1, 404	1, 340	1, 328

(※各年度 3 月末現在)

③ 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者は、年々増加しています。障害の程度からみると、A 1、A 2 B 1 所持者についてはほぼ横ばいとなっており、B 2 所持者については増加しています。B 1、B 2 所持者が全体の約 7 割を占めています。

知的障害者（児）数（療育手帳所持者数）年度別年齢構成

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
0 歳～17 歳	42	43	43	46	54
18 歳～64 歳	231	223	221	223	227
65 歳～69 歳	28	30	31	25	29
70 歳以上	41	43	42	47	52
計	342	339	337	341	362

（※各年度 3 月末現在）

障害の程度からみた年度別知的障害者数

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
A 1（最重度）	49	50	46	44	44
A 2（重 度）	64	64	64	65	67
B 1（中 度）	97	96	94	93	100
B 2（軽 度）	132	129	133	139	151
計	342	339	337	341	362

（※各年度 3 月末現在）

④ 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ほぼ横ばいにあります。

等級別の傾向としては、2級所持者が全体の約6割を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者については、ほぼ横ばいにあります。

精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）年度別年齢構成

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
0歳～19歳	5	6	8	8	9
20歳～29歳	7	9	16	11	11
30歳～39歳	20	19	23	22	22
40歳～49歳	37	32	36	33	33
50歳～59歳	40	36	38	34	31
60歳～64歳	22	17	19	14	18
65歳～69歳	21	30	28	28	23
70歳以上	22	25	28	24	26
計	174	174	196	174	173

（※各年度3月末現在）

障害の程度からみた年度別精神障害者数

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
1級	23	22	22	20	19
2級	107	102	113	98	97
3級	44	50	61	56	57
計	174	174	196	174	173

（※各年度3月末現在）

自立支援医療費（精神通院）受給者数

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
受給対象者数	289	319	252	291	282

（※各年度3月末現在）

⑤ 難病患者等の状況

難病は、１）発病の機構が明らかでなく、２）治療方法が確立していない、３）希少な疾患であって、４）長期の療養を必要とするもの、という４つの条件を必要としていますが、指定難病にはさらに、５）患者数が我が国において一定の人数（人口の約０．１％程度）に達しないこと、６）客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること、という２つの条件が加わっています。

平成２５年４月から、「障害者総合支援法」に定める障害者・障害児の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

平成２７年１月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。

本市の特定医療（指定難病）受給者は、令和５年度末現在で２０４人、小児慢性特定疾病医療費受給者は１９人で、その総数は２２３人となっており、本市の総人口２０，７２２人に対して１．０８％を占めています。

特定医療（指定難病）受給者は、平成２７年の難病法改正による３年間の経過措置^{*2}が平成２９年１２月末で終了したことにより、平成２９年度以降の受給者は減少傾向にありましたが、近年では少しずつ増加しています。

一方、小児慢性特定疾病医療費受給者は、令和２年度までは年々増加傾向にありましたが、その後は減少しております。子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については治療期間が長く、医療費負担が高額となります。そのため、児童の健全育成を目的とし、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業が導入されています。この事業は、１８歳未満の児童等が対象（ただし、１８歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、１８歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、２０歳未満の者も対象とします。）です。

^{*2} 難病法改正に伴う特定医療費の支給に係る経過措置

：既認定者（平成２６年１２月末時点における特定疾患治療研究事業の受給者）のうち、重症度分類が「軽症」の患者が助成の対象外となった。

特定医療（指定難病）受給者の推移

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
受給者数	187	206	192	208	204

※ 平成26年12月31日までは、特定疾患治療研究事業として対象疾病が56疾病だったものが、平成27年1月1日からは、法施行に伴い、指定難病として110疾病が対象となり、平成27年7月からは306疾病、平成29年4月からは330疾病、令和元年7月からは333疾病、令和3年11月からは338疾病、そして令和6年4月からは341疾病が対象となりました。

資料：長崎県県北保健所（※各年度3月末現在）

小児慢性特定疾病受給者の推移

（単位：人）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
受給者数	25	31	28	25	19

※ 平成27年1月、児童福祉法の一部改正により、対象疾病が514疾病（11疾患群）から704疾病（14疾患群）となり、平成29年4月に18疾病、平成30年4月に34疾病、令和元年7月に6疾病、令和3年11月に26疾病が追加され、現在、788疾病（16疾患群）が対象となっています。

資料：長崎県県北保健所（※各年度3月末現在）

⑥ 医療的ケア児等の状況

医療技術の進歩等により、日常的に医療的なケアを必要とする医療的ケア児等が増加しており、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。本県において、施策検討の参考とするため、令和3年5月から10月にかけて、県内の医療的ケア児等の全数実態調査を行ったところ、計574名から回答がありました。実態としてはこれ以上の対象者がいると考えられます。

（単位：人）

区分	重症心身障害児者	医療的ケア児者	両方に該当	合計
長崎県	169	131	274	574
松浦市	2	1	1	4

資料：長崎県福祉保健部障害福祉課

2 アンケート調査結果からみた障害のある人の現状

(1) 調査概要

《調査名称》

障害者計画アンケート調査

《調査対象》

松浦市に住所を有する障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者のうち福祉医療費受給者 1, 000 人（無作為抽出）

《調査期間》

令和 6 年 7 月 31 日（水）～令和 6 年 8 月 30 日（金）

《回収状況》

種 別	配布人数	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	1,000 人	690	69.0%
身体障害者手帳所持者	851 人	588	69.1%
療育手帳所持者	140 人	96	68.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	9 人	13	144.4%

※ 有効回収数は、回収数から無回答の白紙票など集計に不適切な調査票を除いた件数。

※ 手帳所持者別の回収数は、複数の手帳所持者がいることから、各種別において重複している可能性もあり、障害者手帳所持者の回収数と一致しない。

(2) 調査結果の概要（抜粋）

《障害者手帳について》

回答者の属性（単一回答）

性別

（単位：％）

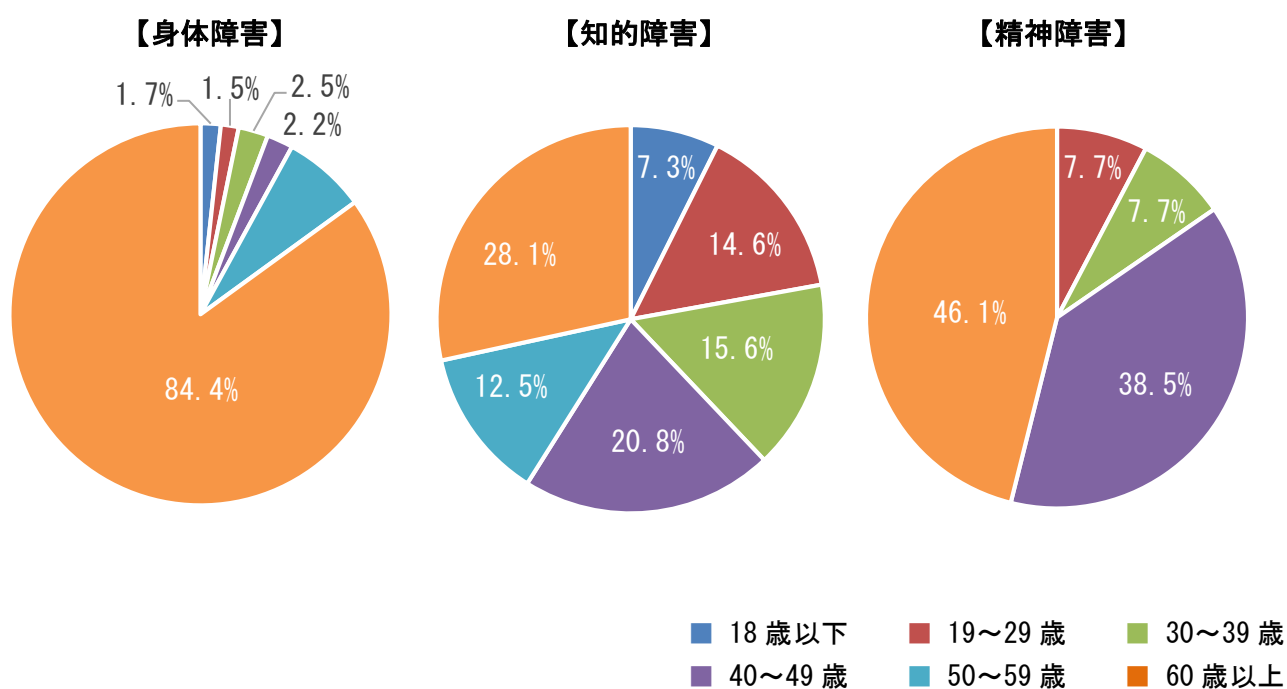
区 分	回答者（人）	男性	女性	不明・無回答
全 体	690	51.0	47.3	1.7
身体障害	588	51.5	47.6	0.9
知的障害	96	51.0	49.0	0.0
精神障害	13	61.5	38.5	0.0

年齢

（単位：％）

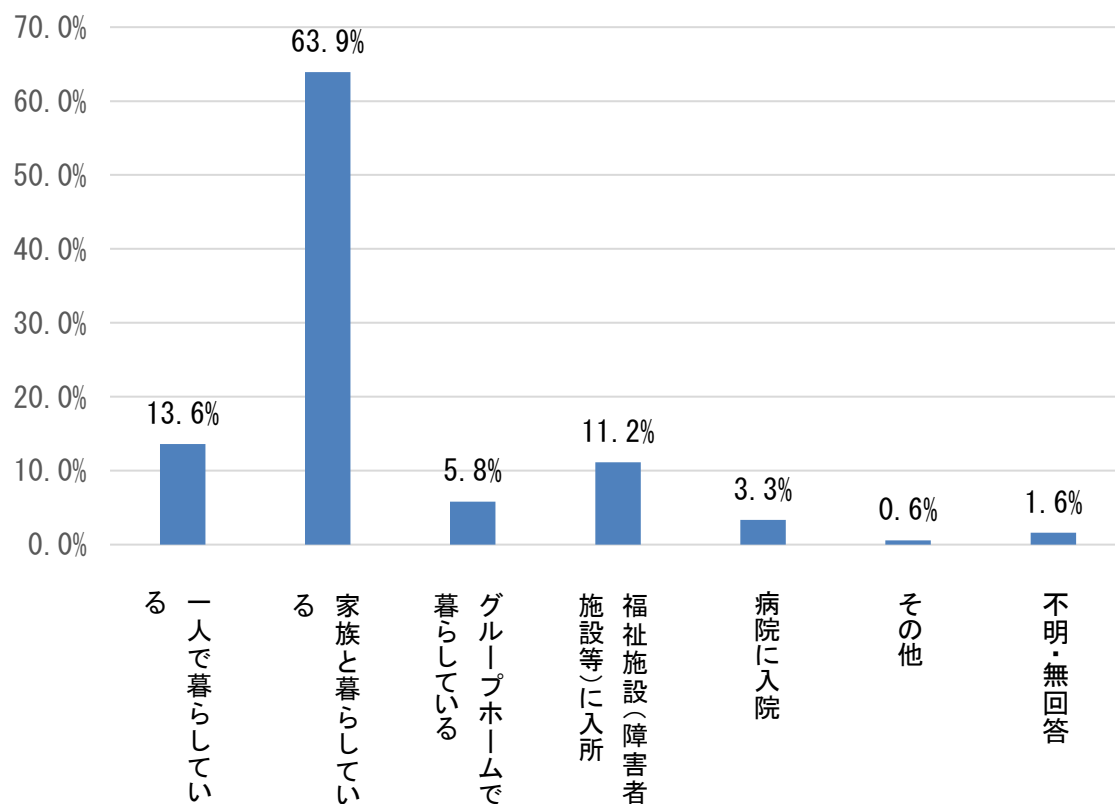
区 分	回答者（人）	18歳以下	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明・無回答
全 体	690	2.3	2.9	3.8	4.5	7.4	77.5	1.6
身体障害	588	1.7	1.5	2.5	2.2	7.0	84.4	0.7
知的障害	96	7.3	14.6	15.6	20.8	12.5	28.1	1.1
精神障害	13	0.0	7.7	7.7	38.5	0.0	46.1	0.0

《年齢別割合》（※上記年齢表の割合）

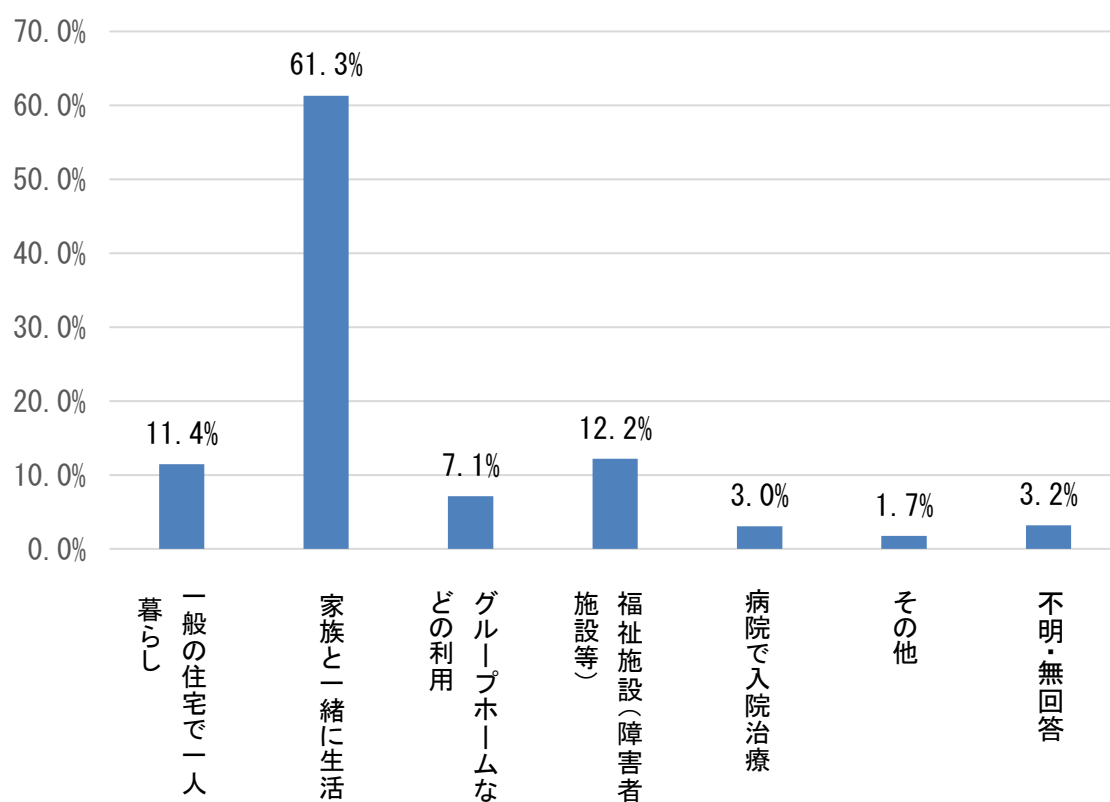


《住まいや暮らしについて》

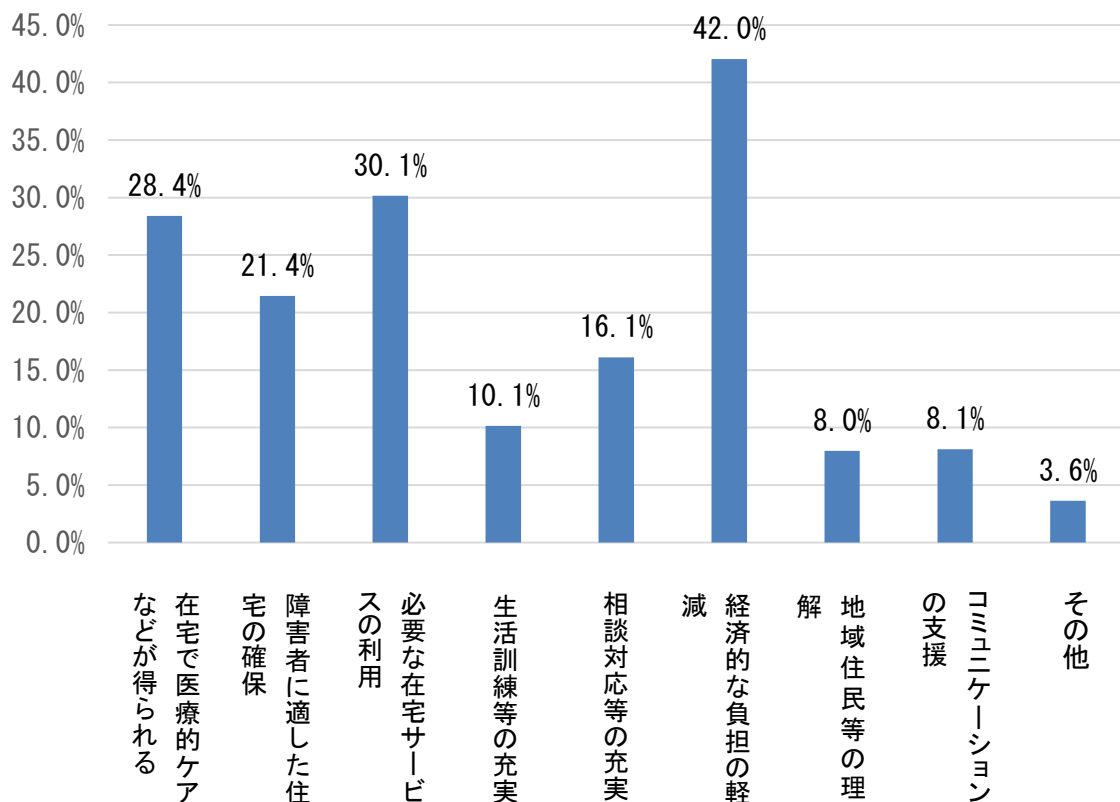
①現在の暮らし （単一回答 ※回答数 690）



②今後3年以内の希望する暮らし （単一回答 ※回答数 690）



③希望する暮らしを送るために必要な支援（複数回答）



現在の暮らしは、家族と暮らしている人が約6割を占めており、続いて一人暮らし、障害者施設等の福祉施設に入所と回答した方が多く、今後3年以内の希望する暮らしについては、現在の暮らしの継続を望んでいる人がほとんどです。

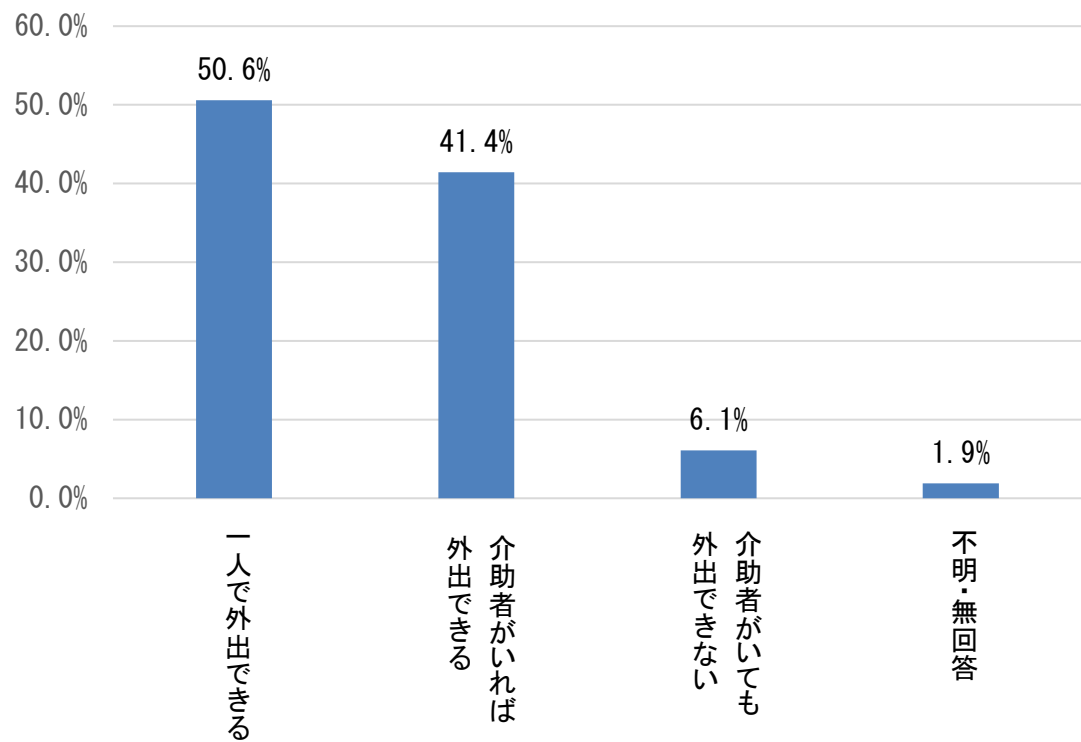
希望する暮らしを送るために必要な支援は、経済的な負担の軽減が最も多く、必要な在宅サービスの利用、在宅で医療的ケアなどが適切に得られること、障害のある人に適した住宅の確保という回答も多く見られました。

支援を必要とする障害のある人が、住み慣れた地域で生活を続けていくために、個々のニーズに応じた適切なサービスを利用できることが大切です。障害の重度化・重複化や障害のある人・介護者の高齢化等により多様化するニーズに対応できるよう、障害福祉サービス事業者と連携しながら、サービスの種類・量・質の向上にも取り組んでいく必要があります。

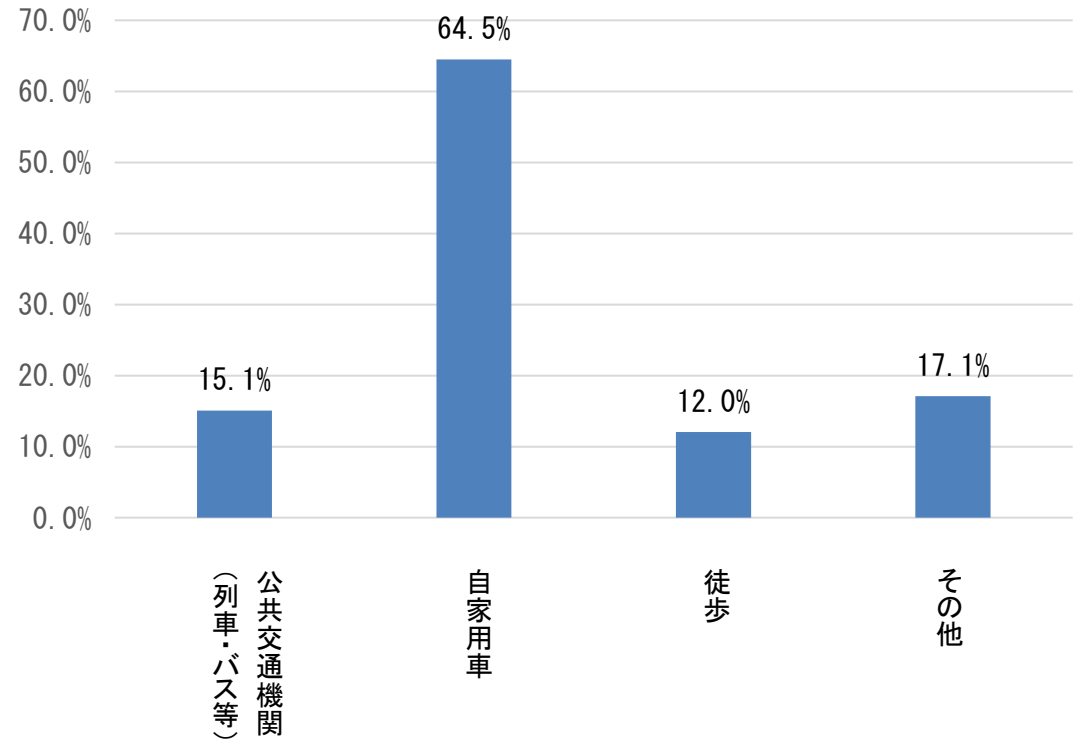


《外出について》

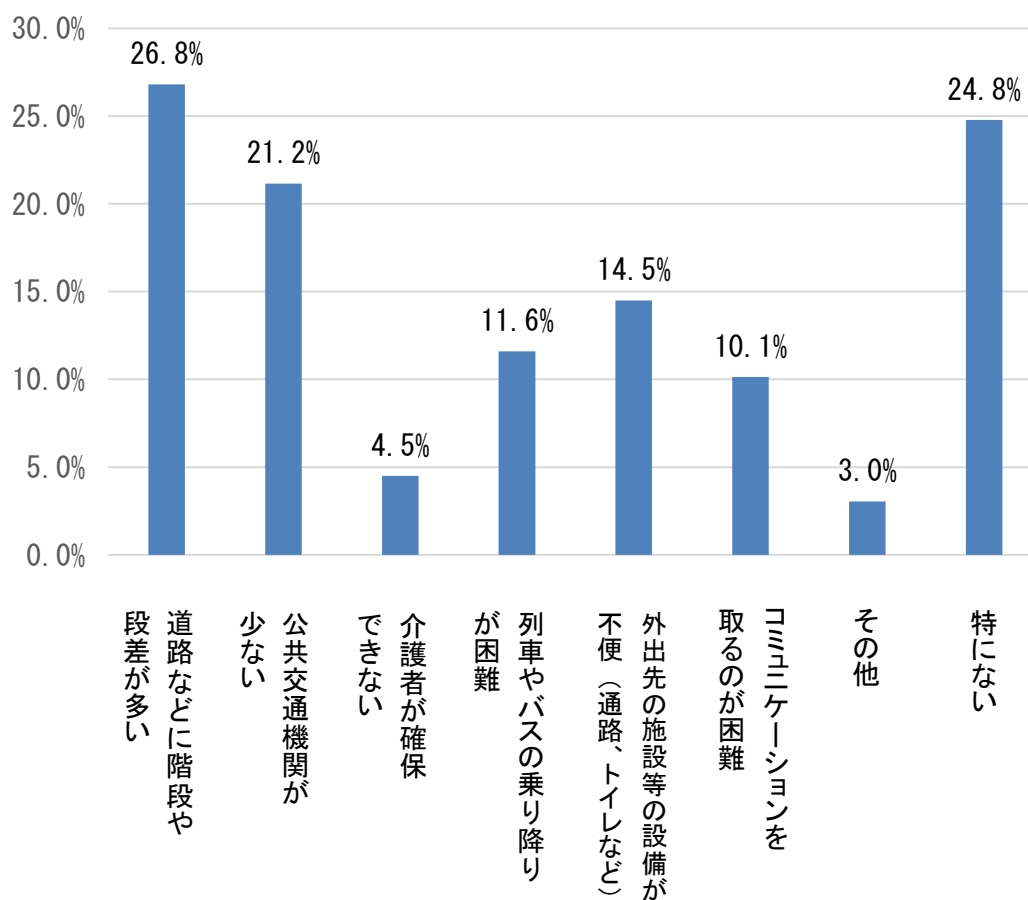
①一人での外出状況 （単一回答 ※回答数 690）



②交通手段 （複数回答）



③外出時に困ること (複数回答)



全体の9割以上の人々が、一人で外出できる及び介助者がいれば外出できると答えています。

外出時の交通手段としては、自家用車が一番多い状況です。その他としては、タクシーや障害福祉サービス事業所等施設の車を利用しているとの回答が多く見られました。

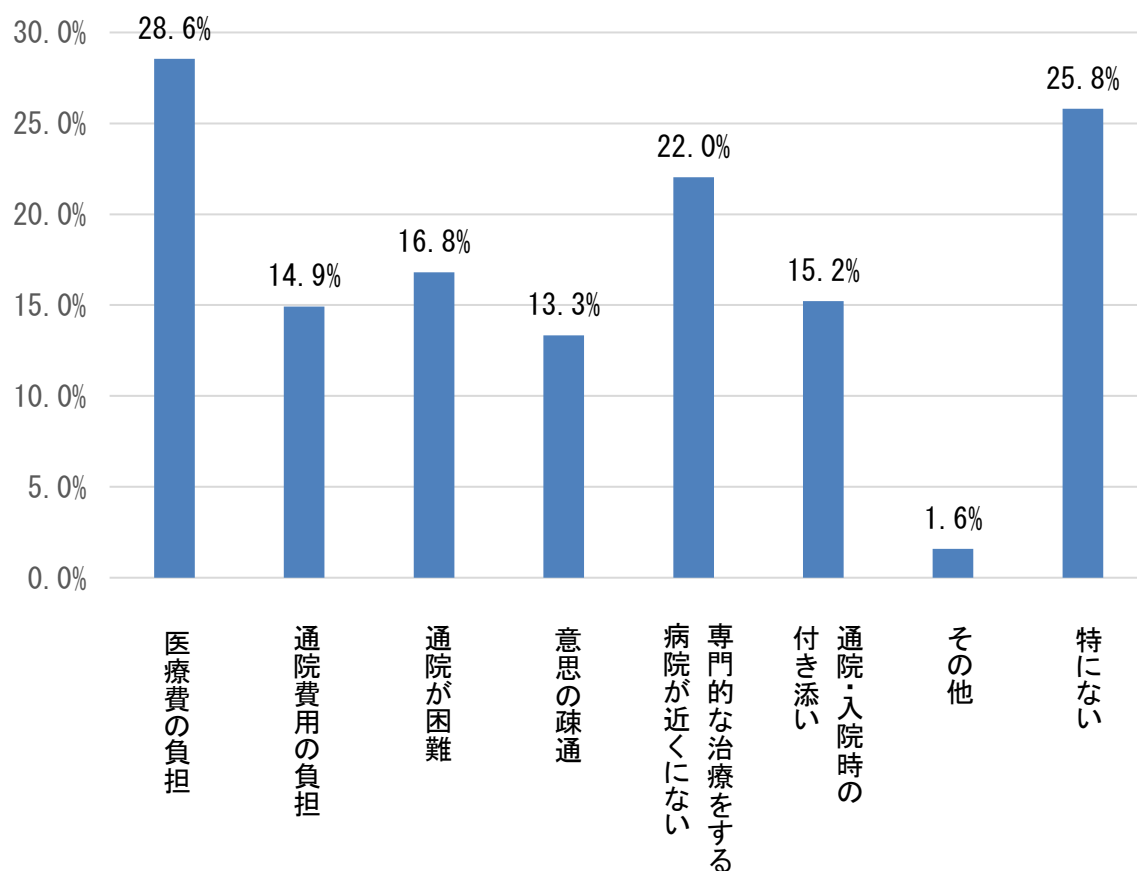
また、外出時には、道路などの段差が多いこと、公共交通機関が少ないこと、外出先の施設等の設備が不便であることに困っている人が多いことが分かります。

外出先では、バリアフリーが進んでいない道路や施設などで困ることが多いという課題が見えてきました。



《医療について》

医療を受ける際に困ること (複数回答)



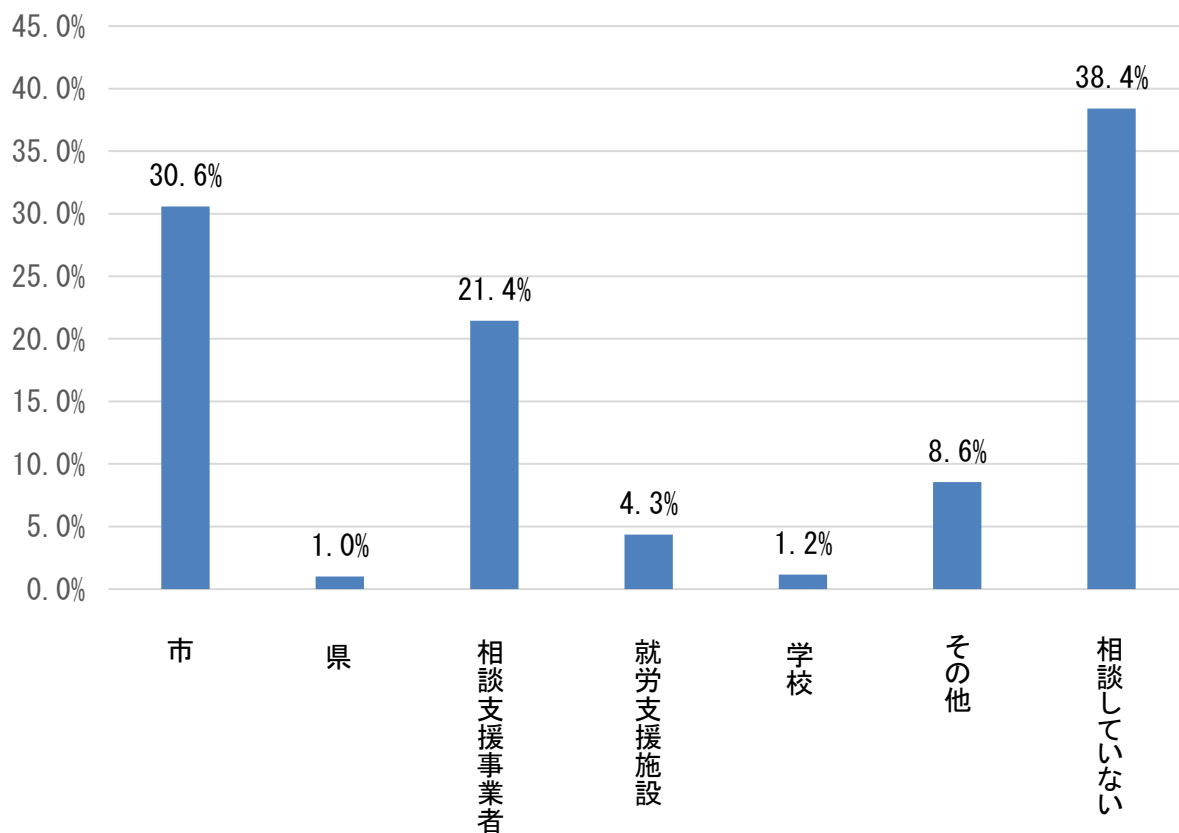
医療を受ける際の医療費や通院費用の負担、通院が困難、通院・入院時の付き添いなどで困っている人が多いことが分かります。なお、前回調査で最も多かった専門的な治療をする病院が近くにないという意見は減少しています。

その他としては、難聴による筆談等の対応や、通院が困難になった場合に訪問看護が受けられるのか不安、入院時の保証人が確保できないとの意見も見られました。

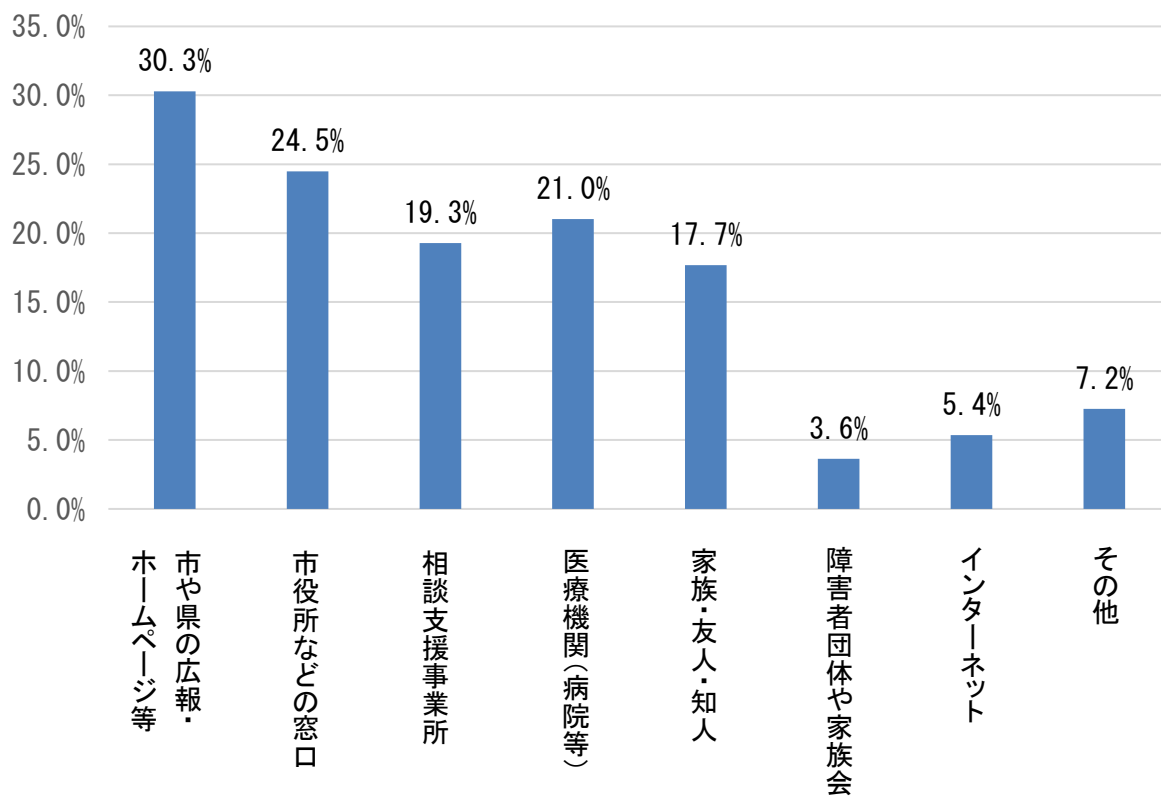


《相談・情報について》

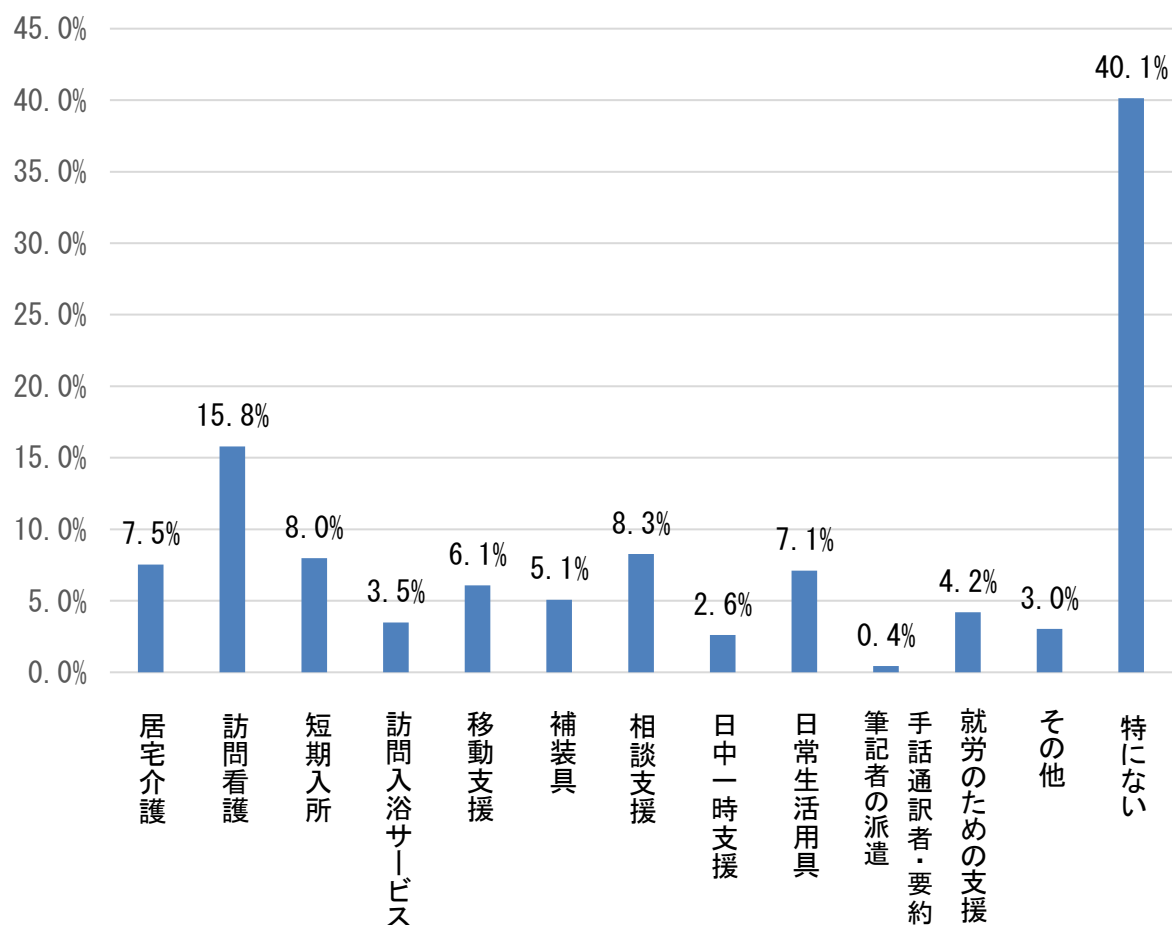
①生活に必要な支援や障害福祉サービスなどの相談先 (複数回答)



②情報の入手方法 (複数回答)



③今後利用したいサービス（複数回答）



相談先については、市や相談支援事業者等に相談する人が多く、約4割の人がどこにも相談していないことが分かります。

情報の入手先としては、市役所の窓口や市の広報誌などで入手する人が多く、続いて、医療機関、相談支援事業所、家族・友人・知人から入手する人が多いことが分かります。

今後、利用したいサービスとしては、訪問看護、相談支援、短期入所などを利用してみたいと考えている人が多いことが分かります。また、その他としては、長期入所、今のところはないが3年後は分からないという意見が見られました。

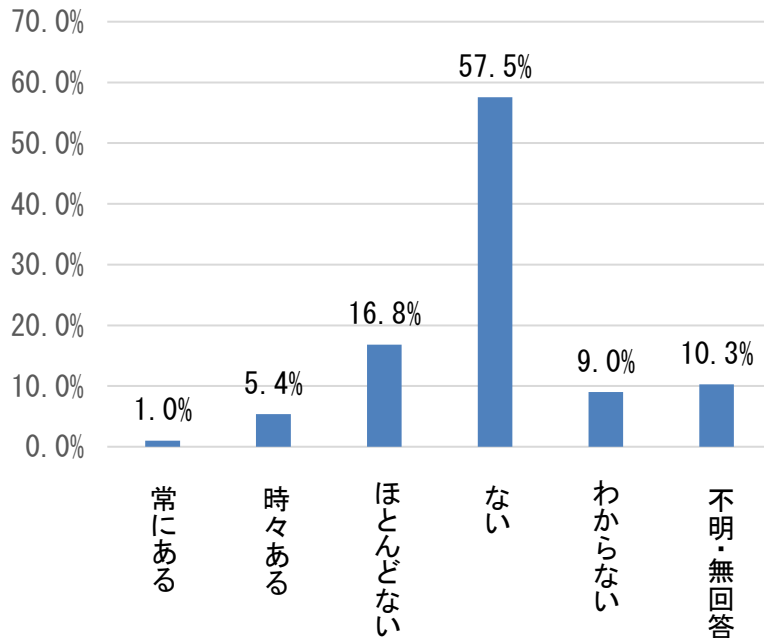
相談体制の充実、相談機関や窓口に関する周知、利用できるサービスについての周知などの課題が見えてきました。



《差別・虐待について》

①差別や虐待を受けたと感じたことの有無

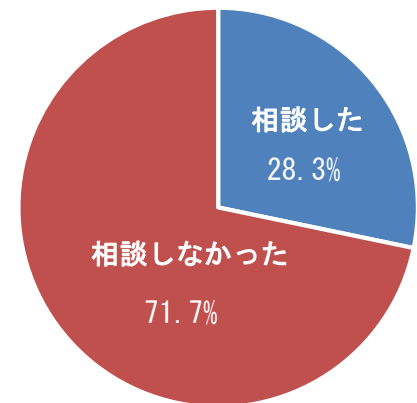
(単一回答 ※回答数 690)



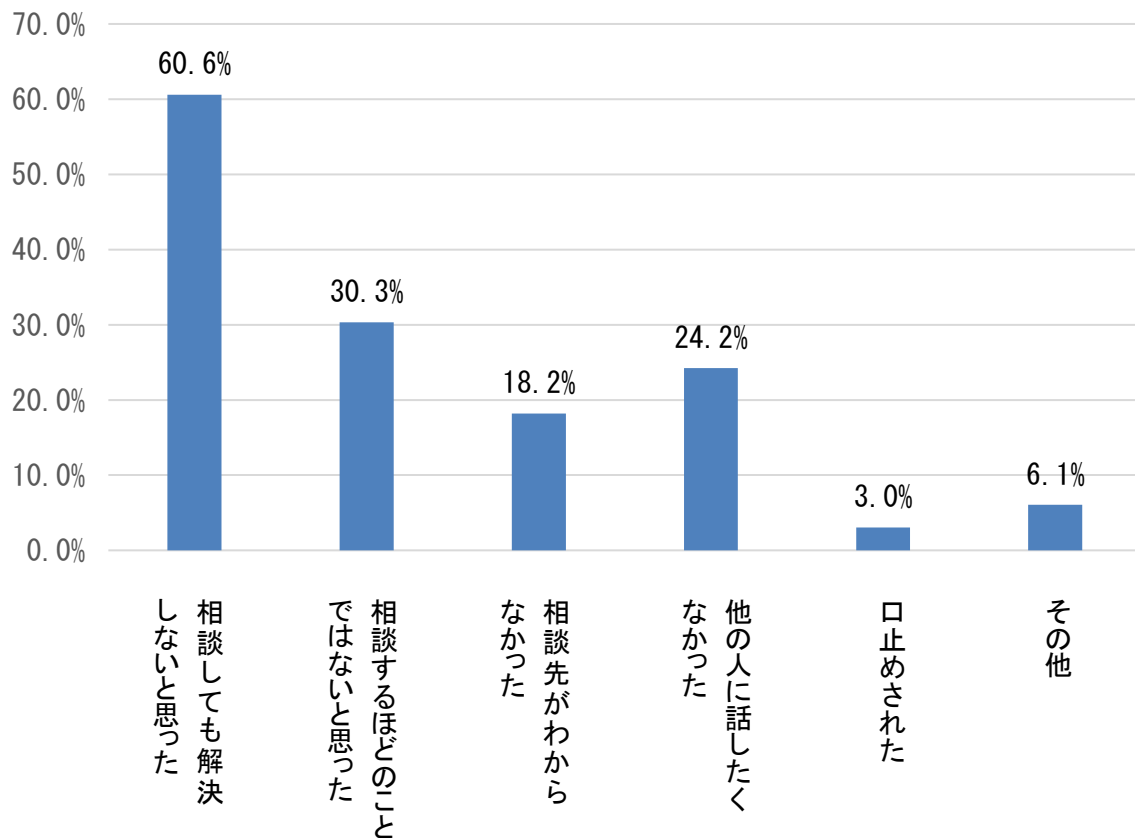
②相談の有無

(単一回答 ※回答数 44)

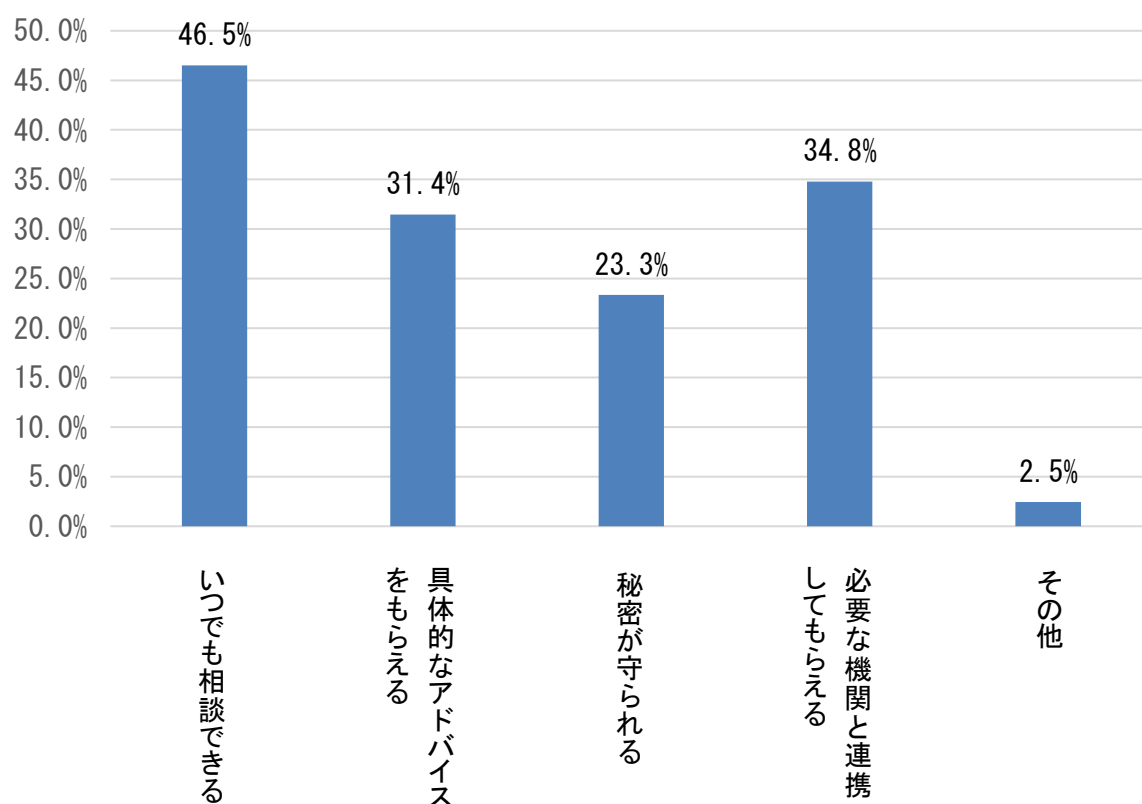
※①で差別や虐待を受けたと感じたことが「常にある」、「時々ある」と回答した人のみ



③相談しなかった理由 (複数回答)



④相談機関に必要と思うこと (複数回答)



差別や虐待を受けたと感じたことがない人が全体の約8割を占めている反面、差別や虐待を受けたと感じたことがある人も全体の約6%存在します。

差別や虐待を受けたと感じたことがある人のうち、相談したと回答した人は約3割で、相談しなかった人は約7割を占めています。

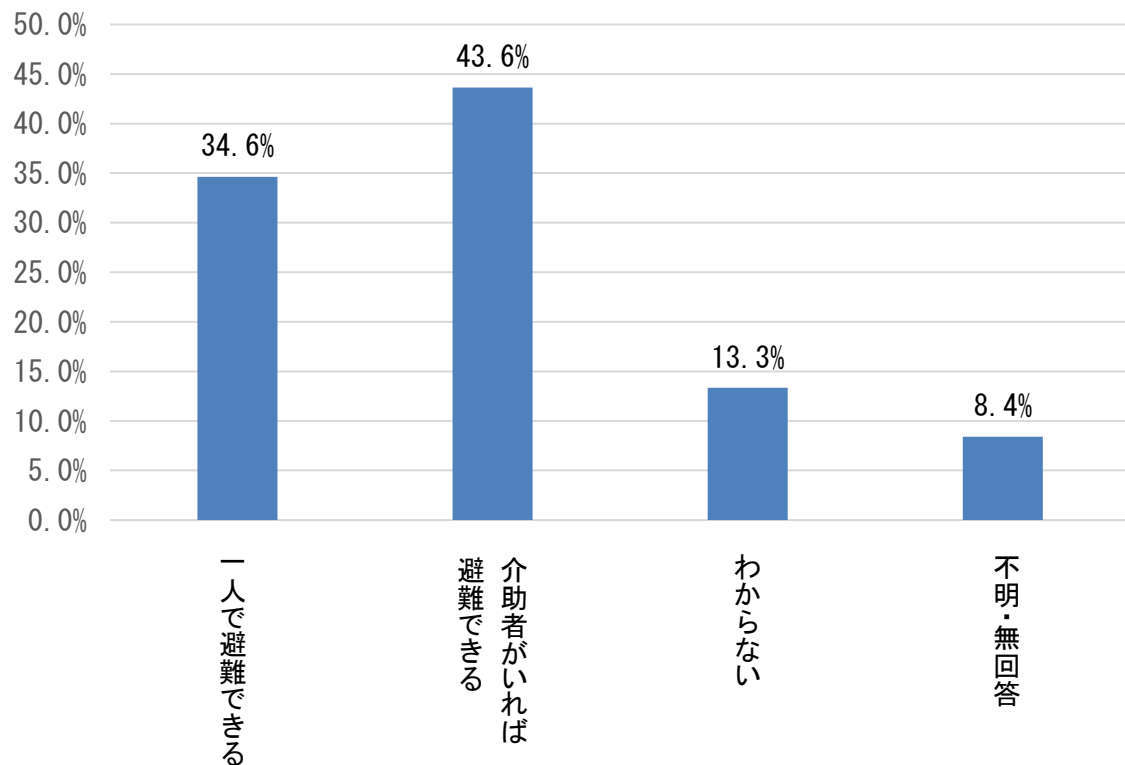
相談しなかった理由としては、相談しても解決しないと思った、相談するほどのことではないと思ったと答えた人が多く見られました。

差別や虐待を受けたと感じたときには、まず相談することが解決の第一歩となります。相談機関は、いつでも相談できる体制を充実させるとともに、差別や偏見、虐待をなくすため、障害に対する理解と早期相談の重要性を啓発していくことが必要です。

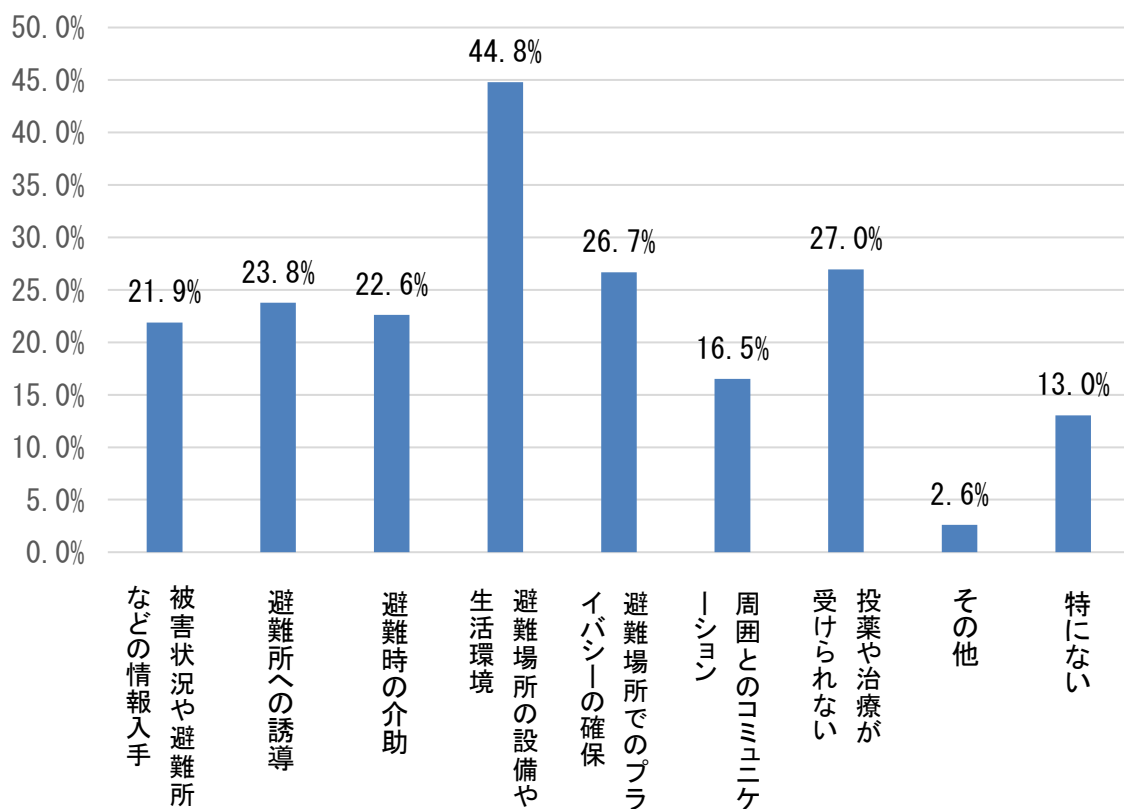


《災害について》

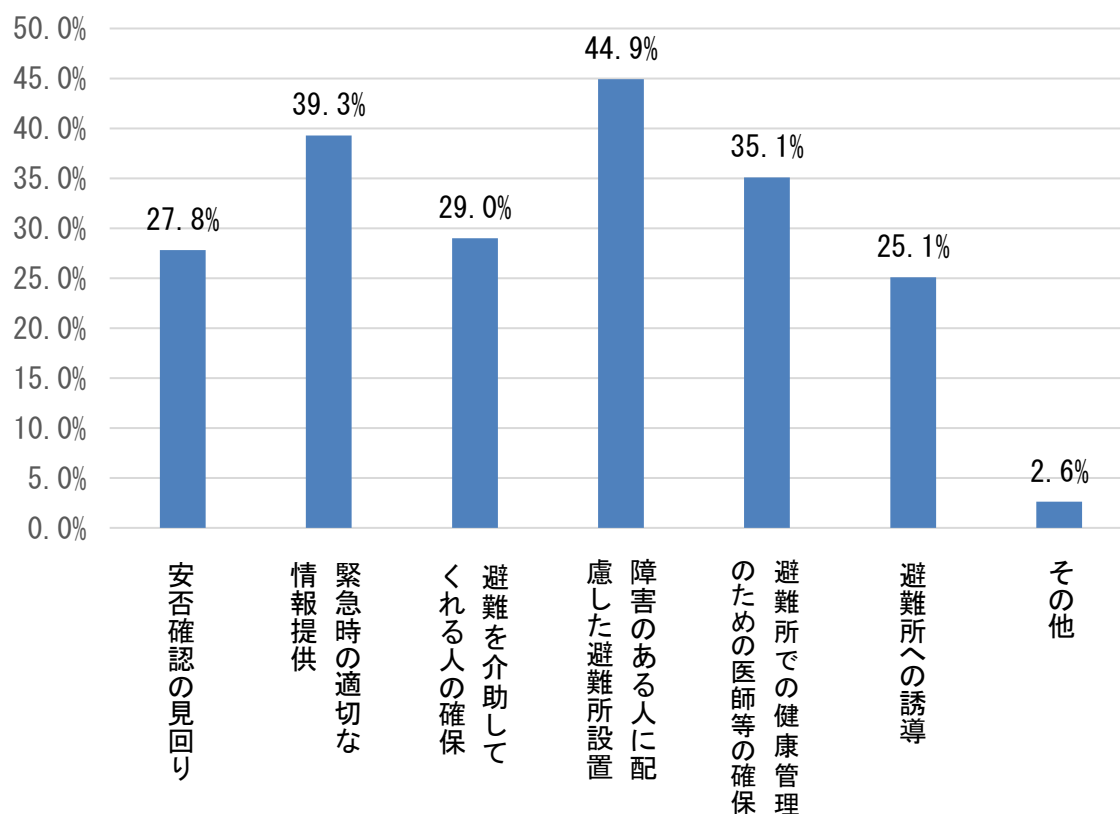
①一人での避難状況 (単一回答 ※回答数 690)



②災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うこと (複数回答)



③災害などの緊急事態が発生したときに必要だと思うこと（複数回答）



約8割の人が災害時に1人で避難ができる、または介助者がいれば避難できると回答しています。

災害時に避難する時や避難生活で不安に思うこととして、避難所の設備や生活環境、投薬や治療が受けられないという回答が多く、その他では、避難した際に1人では何もできないので不安、障害のある人に対する地域の方々の知識と配慮があるのか心配という意見がありました。

また、災害などの緊急事態が発生したときに必要だと思うこととして、障害のある人に配慮した避難所の設置、緊急時の適切な情報提供を望む回答が多く見られました。その他としては、人工透析をしているので不安、投薬された薬の確保について心配する意見がありました。

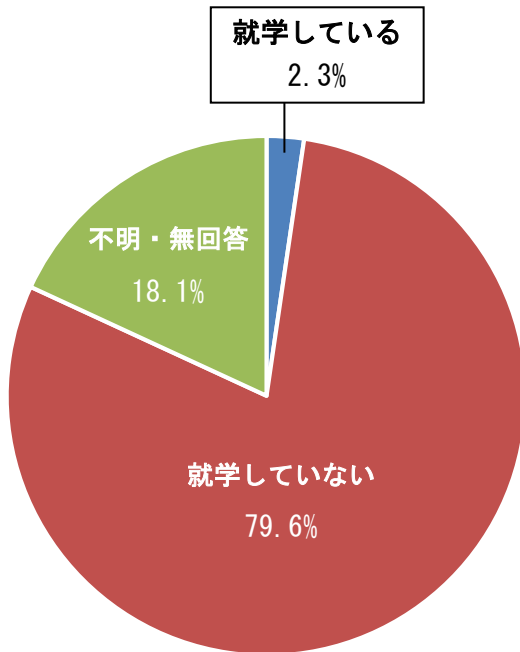
災害時における障害特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるような防災に向けた取組の推進が必要です。



《就学について》

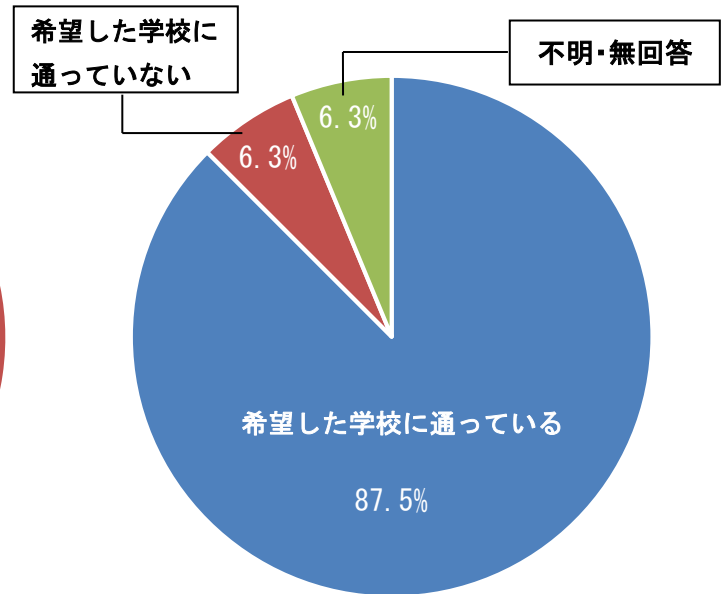
①就学状況

(単一回答 ※回答数 690)



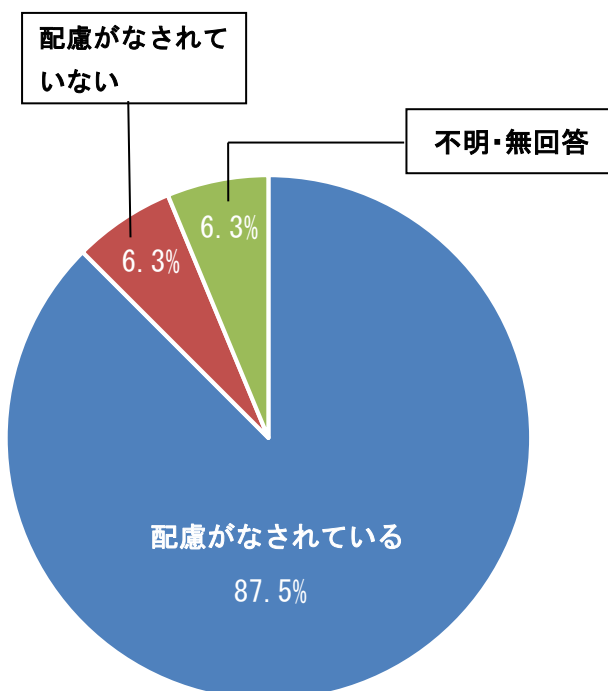
②希望した学校に通っているか

(単一回答 ※回答数 16)

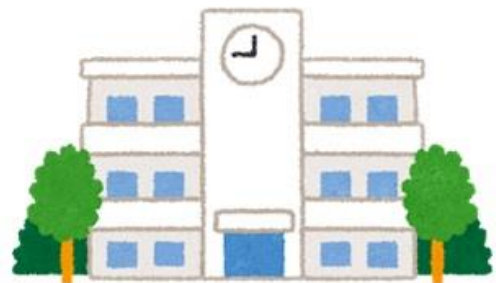


③通っている学校の配慮

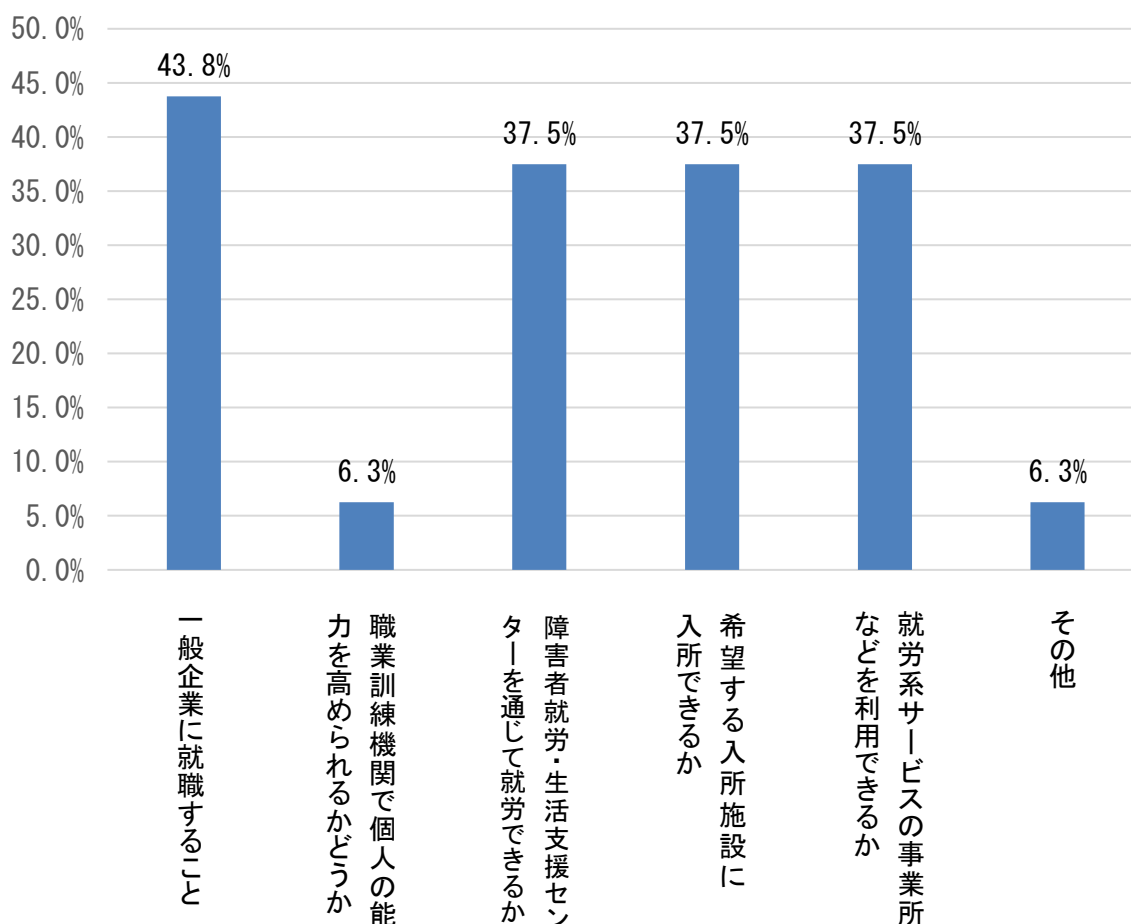
(単一回答 ※回答数 16)



※②・③は、①で「就学している」と回答した人のみ



④卒業後の進路を決めるときに必要なこと (複数回答)



就学している人のうち、約9割の人が希望した学校へ通学しており、約9割の人が他の児童・生徒と変わらない教育を受けるための配慮がなされていると回答しています。

卒業後の進路決定に必要とすることとしては、一般企業への就職、障害者就労・生活支援センターを通じた就労、希望する施設への入所、就労系サービス事業所などの利用を希望する人が多く見られました。

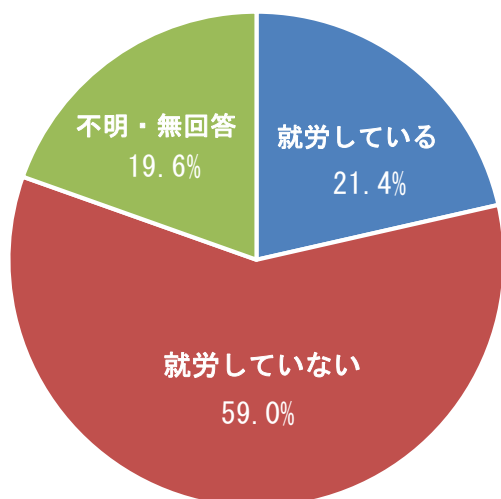
障害のある児童・生徒が希望する進路について、学校や相談支援事業所等と連携・協力し支援していくことが必要です。



《就労について》

①就労状況

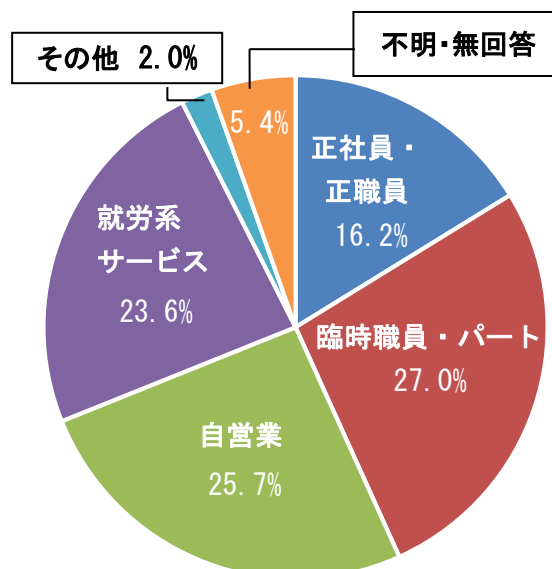
(単一回答 ※回答数 690)



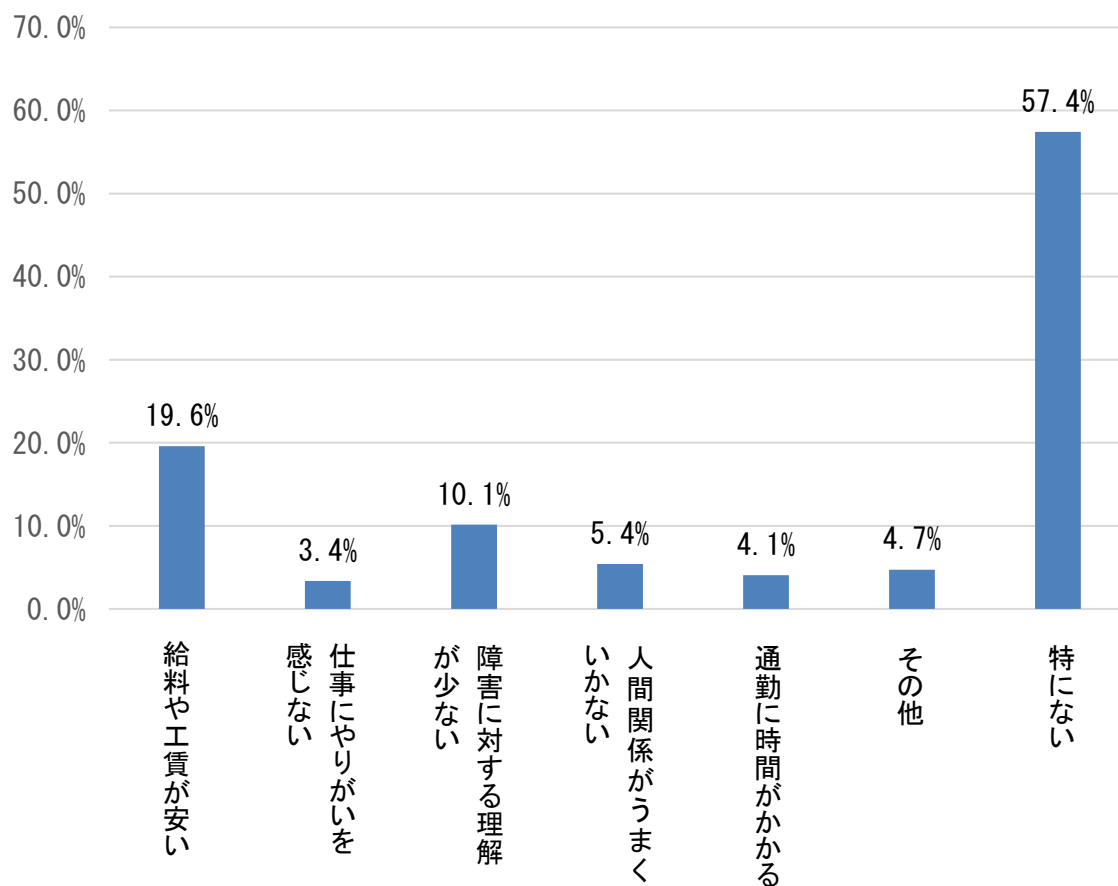
②就労形態

(単一回答 ※回答数 148)

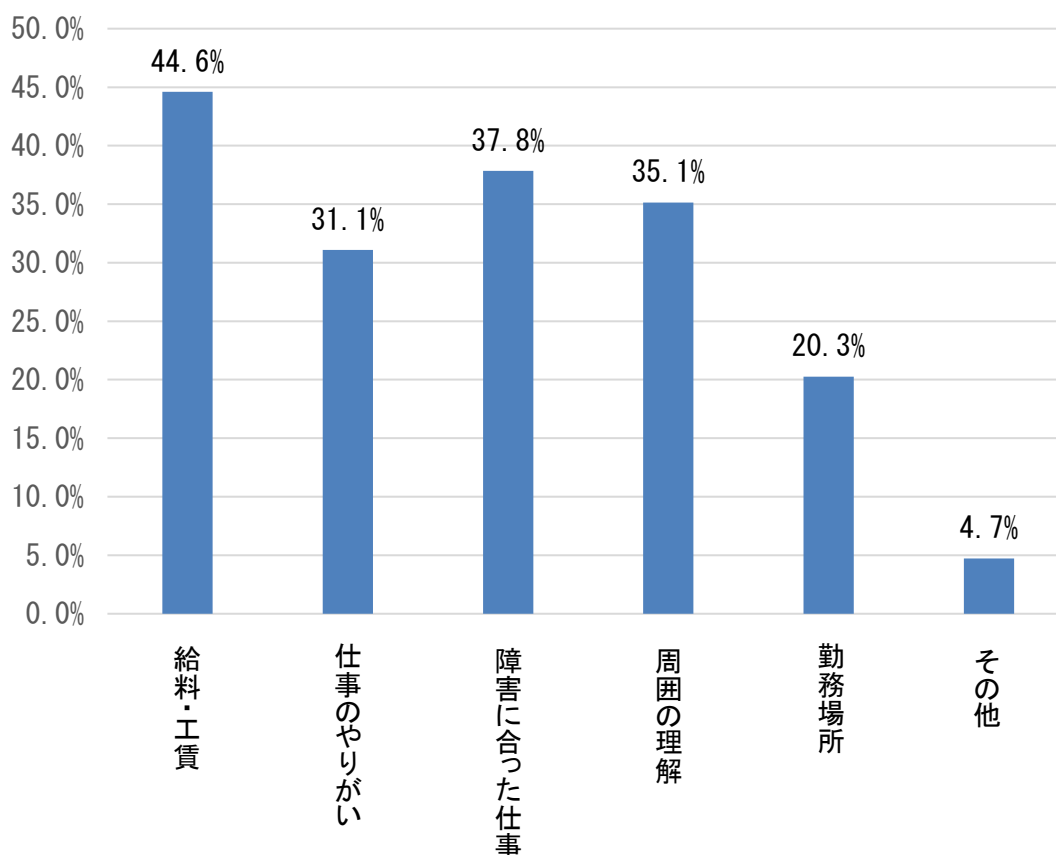
※①で「就労している」と回答した人のみ



③仕事や職場で困ること (複数回答)



④働く上で必要な条件 (複数回答)



就労している人のうち、仕事や職場で困っていることは特にないと回答した人が約6割を占めました。給料や工賃が安い、障害に対する理解が少ないといった意見も見られました。

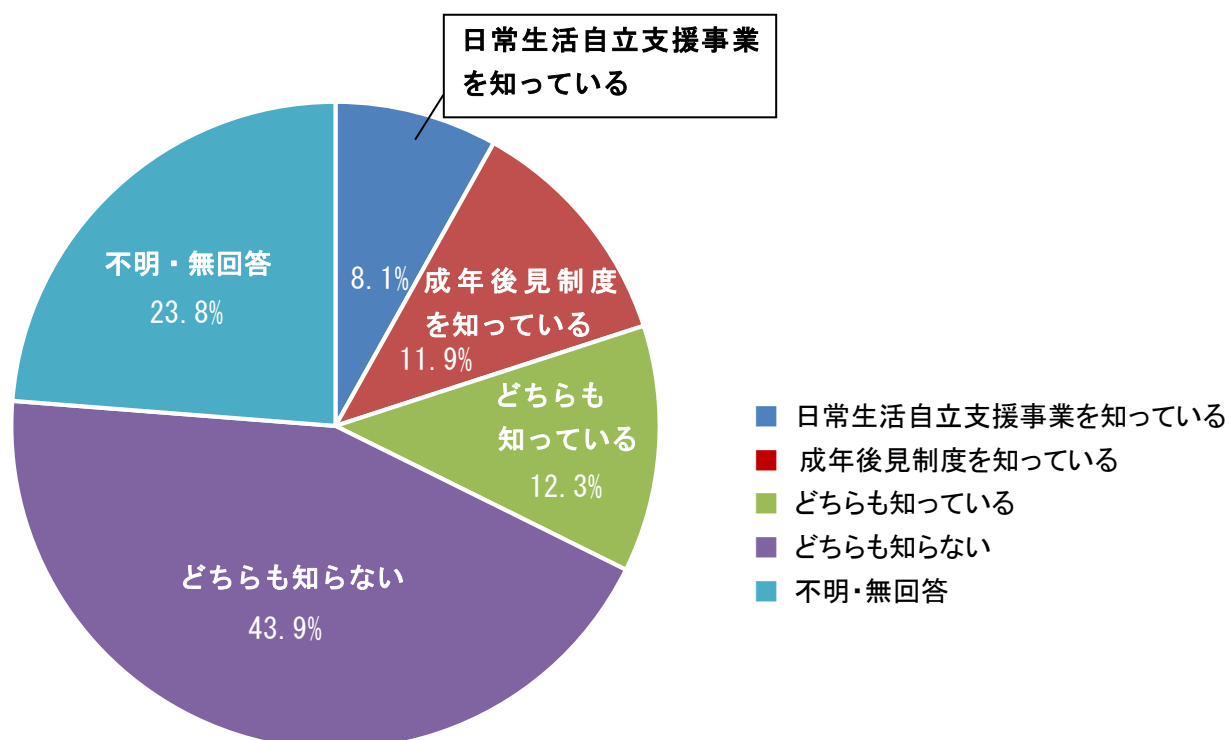
働く上で必要な条件としては、給料・工賃、障害に合った仕事、周囲の障害に対する理解、仕事のやりがいなどの意見が多く見られました。

働く意欲のある障害のある人に就労の場を確保することは大きな課題です。障害のある人の就労については、関係機関と連携して就労訓練、一般就労への移行促進、就労機会の拡大を図ることが必要です。また、職場や周囲の人の障害特性等の理解を促すとともに、就労定着への支援も必要です。

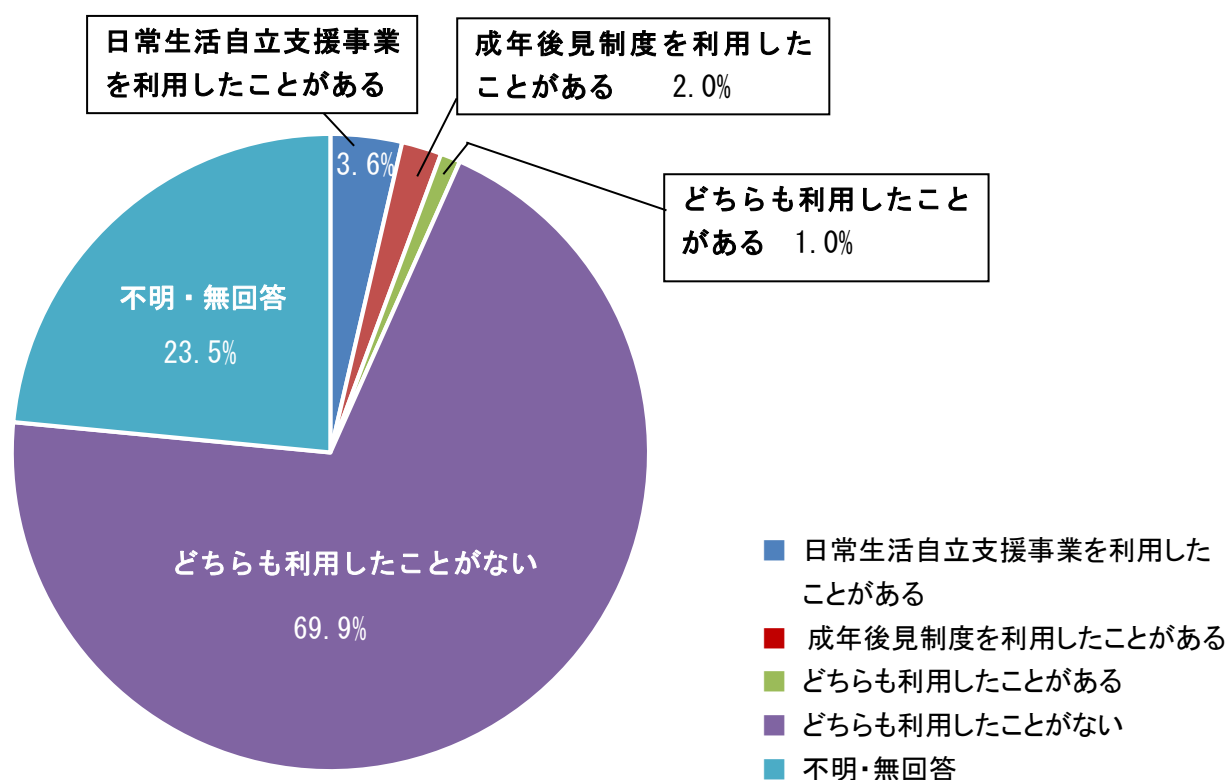


《日常生活自立支援事業・成年後見制度について》

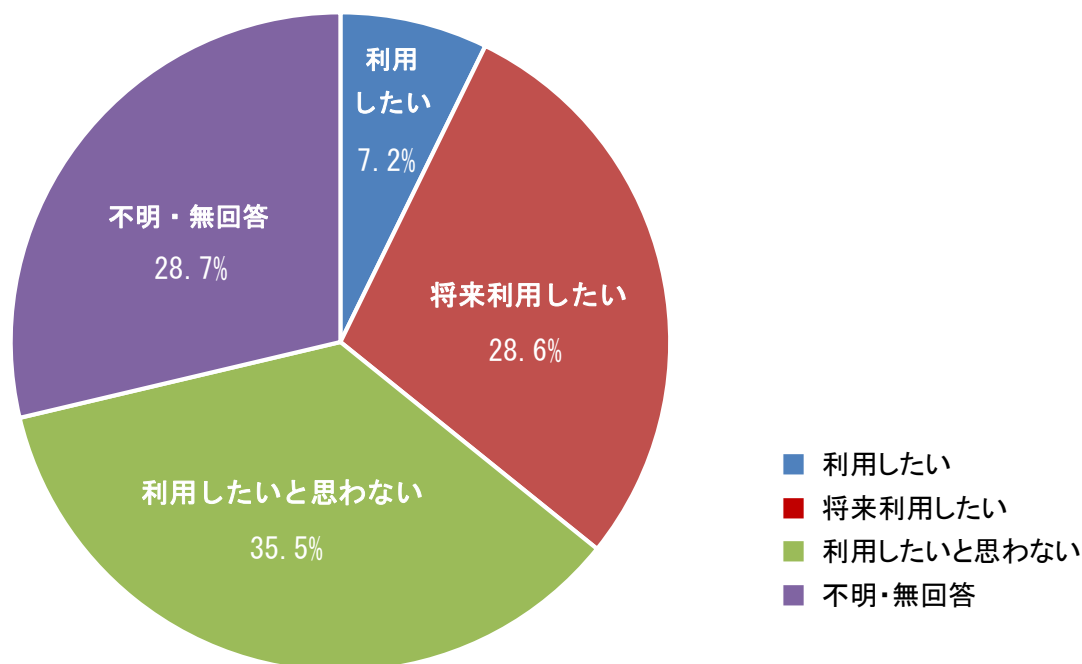
①日常生活自立支援事業・成年後見制度を知っているか (単一回答 ※回答数 690)



②日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用状況 (単一回答 ※回答数 690)



③日常生活自立支援事業・成年後見制度を今後利用したいか （単一回答 ※回答数 690）



日常生活自立支援事業と成年後見制度を知っている人の割合は、どちらか知っている及びどちらも知っている人は全体の約3割、どちらも知らないと回答した人が約4割です。

利用状況をみると、日常生活自立支援事業または成年後見制度、どちらも利用したことがあると回答した人は6.6%に対し、どちらも利用したことがないと答えた人が約7割を占めました。

また、今後利用したいと思うかの問いに対して、利用したいと思う人が、利用したいと思わない人とほぼ同等となりました。

今後、障害のある人及びその保護者の高齢化により制度を必要とする人の増加が考えられるため、制度を安心して利用できる体制づくりが課題です。また、市民への分かりやすい制度周知を図っていく必要があります。

《安心して暮らせるまちにするための配慮》（自由記載）

障害のある人もない人も安心して暮らせるまちにするために必要と思う配慮については、公共交通機関など移動手段の確保、適切な情報の提供、公共施設や道路などインフラに対するバリアフリーを求める意見がありました。また、地域での見守りの充実や声かけなど、心のバリアフリーの大切さに対する声が多く見られました。

すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくとともに、障害のある人に対する配慮の啓発に努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害の有無にかかわらず市民がお互いの人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らせる社会の実現

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちにするためには、障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに思いやり、理解しあっていくことが大切です。

誰もが地域において充実し、自立した生活が送れるように、お互いの人格と個性を尊重し、認めあい、支えあうことが地域共生社会の形成や地域で障害のある人を支援することにつながります。また、共生社会を形成する中で、障害のある人たちにとって活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去していくことも必要です。

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるようになるためには、個々の障害の特性やその時々ニーズを的確に把握するとともに、本人を取り巻く家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮したうえで必要とする社会資源や支援サービスなどにつなぐことが重要となります。

すべての市民が幸せを感じながら生き生きと安心して暮らせるように、この計画では、令和2年2月に策定した前計画の基本的な考え方を継承し、共生社会の実現に向けて、障害のある人が必要なときに必要な支援を受けられるよう、関係機関等との連携を図り、障害の有無にかかわらず市民がお互いの人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



2 基本目標

この計画は、基本理念の実現に向け、障害のある人の人権が尊重され、障害のある人自身の能力に応じて安心して生活することができる地域社会の構築を目指すための環境づくりを推進するため、5つの基本目標を定めます。

基本目標1 自立に向けた生活支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 在宅を中心としたサービスの充実と介助者への支援
- (4) 重度化・高齢化への対応
- (5) 地域移行・地域定着の支援
- (6) 地域生活支援拠点の整備
- (7) ケアラーを含む家族支援
- (8) 障害のある子どもに対する支援の充実

基本目標2 理解の促進

- (1) 理解の啓発と差別の解消
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 虐待の防止
- (4) 福祉教育の充実
- (5) 障害のある人に対する合理的配慮の推進

基本目標3 保健・医療の充実

- (1) 障害の発生予防
- (2) 早期発見、早期療育体制の確立
- (3) 精神保健に関する理解の推進と環境の整備
- (4) 医療の充実
- (5) 難病に関する理解の推進と支援の充実
- (6) 医療費助成制度の充実

基本目標4 社会参加への促進

- (1) 教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (2) 働きやすいまちづくり

基本目標5 やさしいまちづくり

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯体制の整備
- (3) 情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実
- (4) ボランティア活動の支援

第4章 計画の基本施策

基本目標 1 自立に向けた生活支援

■現状と課題

支援を必要とする障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活するためには、個々のニーズに応じたサービスや支援が必要となります。

アンケート調査結果により、生活に必要となる支援や障害福祉サービスについて相談していない人が多くいることが分かりました。また、市内に事業所等の社会資源が不足している等の理由でサービスの供給が十分でないことも課題です。

在宅で生活をする障害のある人やその介助者に対して、障害の程度や介助者、援助者の介護能力を考慮した在宅福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

障害のある人が必要とする福祉サービスのニーズは多様化しており、障害特性に応じたサービスを受けることができるよう、総合的な相談支援を提供する体制整備も重要です。

■具体的な施策

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族からの日常生活でのさまざまな問題や福祉サービスについての相談ができる体制の充実を図ります。

また、障害のある人一人ひとりの心身の状況や意向を踏まえて、サービス利用に必要な情報提供や支援を障害のある人に適切につなげられるよう、関係機関と相互に連携して専門性を生かした相談支援体制の構築に努めます。

(2) 福祉サービスの充実

地域の実情に応じた障害福祉サービスを補完できるよう、地域にある介護保険サービス事業所等関係機関と連携し、福祉サービスの量の確保や質の向上を図ります。

(3) 在宅を中心としたサービスの充実と介助者への支援

- ① 個々の障害のある人のニーズや実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービスの提供を図ります。
- ② 障害のある人の移動を支援する事業や障害の程度に応じた居宅の場の確保に努めます。
- ③ 補装具や日常生活用具の給付事業を通じ、自立した生活の支援を行います。
- ④ 介助者の一時的な休息のためのサービス提供体制や相談しやすい環境づくりを目指し、支援体制の整備を図ります。

(4) 重度化・高齢化への対応

障害のある人の障害の重度化や高齢化、支援を担ってきた家族の高齢化に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障害福祉サービスにおいてサービス利用の増加が見込まれます。不足する社会資源を補うため、地域にある介護保険サービス事

業所等関係機関と連携の強化を図ります。

(5) 地域移行・地域定着の支援

長期入院患者や入所者が地域で生活するためには、障害に関する地域の方々の理解が必要です。また、障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行を検討する場合、障害、介護それぞれの関係機関が制度の違いや障害特性などを共有する必要があります。これらの課題の解決に向けた協議を行う場の設置を検討し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(6) 地域生活支援拠点の整備

障害のある人の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、地域において緊急時の対応ができる体制として地域生活支援拠点を整備することが必要です。

緊急時の短期入所への受入れ対応や体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行支援などの対応について、松浦市地域自立支援協議会の事務局である福祉事務所が調整窓口となり、関係する障害福祉サービス事業所等をコーディネートして機能を図ります。

(7) ケアラーを含む家族支援

ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーなどの家族が抱えるさまざまな課題に対応していくため、的確な状況把握を行い、福祉・保健・医療・教育など関係部署及び関係機関と連携しながら、必要なサービスや制度につなげるなど、障害のある人のみならず家族全体の包括的な支援に取り組みます。

(8) 障害のある子どもに対する支援の充実

子どもの心の様々な問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、医療機関と関係機関との連携関係を構築し、専門性の向上、正しい知識の普及啓発を図ります。また、子どもの支援にあたり、本人の意見を聴く機会を確保するなど子どもの意思決定に配慮しつつ必要な支援等が行われるよう取り組みます。

基本目標 2 理解の促進

■現状と課題

「障害者差別解消法」では、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障害のある人もない人も分け隔てられることなくお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しており、令和6年4月1日からは法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられるなど、社会全体で障害のある人の権利擁護を推進していくことが重要となっています。障害のある人がない人と同様に地域社会へ参加できる社会を構築するためには、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人を含む多くの市民が共同して地域活動を行う環境の整備が求められます。

また、知的障害や精神障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある

人たちを社会全体で支えあうことが必要です。アンケート調査結果により、成年後見制度の認知度が低く周知が十分とは言えない状況であることが分かりました。障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度利用促進に向けて周知を図ることが必要です。

■具体的な施策

（１）理解の啓発と差別の解消

障害のある人は、社会の中で特別な存在ではなく社会の構成員であるという意識付けが必要です。特に精神障害についての理解は十分ではなく、偏見や誤解を払拭するための知識の啓発が必要です。福祉教育やボランティア活動等の推進によって、障害の有無にかかわらず全ての市民が障害のある人に対する理解が得られるような対策を推進し、障害を理由とする差別の解消を図ります。

障害に対する正しい理解を進めるため、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、市報やホームページ等を活用した広報・啓発活動に取り組みます。

ボランティア団体、障害者団体等との連携を図り、市民との交流の機会を通して理解を深め、誰もが障害のある人に自然に手助けできる「心のバリアフリー」を推進します。

（２）権利擁護の推進

意思決定能力を十分発揮できない障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業や財産管理、身上保護を行う成年後見制度の普及啓発を進めます。また、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組み構築に向けて、相談支援事業所などさまざまな機関、団体と連携強化を図ります。

（３）虐待の防止

障害や虐待防止に関する理解を深めるための啓発を行い、障害のある人に対する虐待が起きたときに、誰でも相談、通報しやすい環境整備に努めます。また、障害者虐待や差別に適切に対応できるよう、関係機関と連携していきます。

（４）福祉教育の充実

幼児教育や学校教育の場において福祉と保健が一体的となった相談支援体制を整備するとともに、障害及び障害のある人に関する理解と認識を深めていくための福祉教育を充実させます。また、地域活動の場においても、障害のある人の積極的な参加を促すとともに交流による相互理解の推進を図ります。

（５）障害のある人に対する合理的配慮の推進

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要との意思を伝えられた時には、合理的配慮をするよう普及啓発を行います。また、企業や団体、学校等に対し、合理的配慮に関する情報の提供など、個々に状況が異なる職場において、柔軟に対応できる環境づくりを推進します。

また、市職員に対して、障害のある人への理解を促進し、窓口等における合理的配慮の提供を推進します。

基本目標３ 保健・医療の充実

■現状と課題

障害の発生予防やその重度化を防ぐためには、保健施策の充実が必要です。

また、知的障害や発達障害については、乳幼児健診での早期発見から医療機関へと連携して早期治療や療育に結びつけていくことが重要です。さらに保健と医療の連携を強化し、障害の程度に応じた支援を行っていくための体制が求められます。

アンケート調査結果では、医療を受ける際に困ることは、全体的に割合は低くなっていますが、「医療費の負担」、「専門的な治療をする病院が近くにない」「通院が困難」といった回答が比較的多くみられました。

障害のある人が身近な地域において自分らしく暮らしていくためには、必要な保健・医療サービスや医療的リハビリテーション等をいつでも安心して受けられることが重要です。また、障害の発生予防、精神保健医療及び難病対策の推進を図ることが必要です。

■具体的な施策

（１）障害の発生予防

健康診査、健康教育の周知を図り、疾病や障害の発生を予防するとともに健康に係る自己管理意識の啓発に努めます。

（２）早期発見、早期療育体制の確立

乳幼児期における健康診査の充実を図り、早期発見、早期療育に結びつく母子保健対策に努めるとともに関係機関との連携強化を図ります。

（３）精神保健に関する理解の推進と環境の整備

精神障害に関する知識の啓発を行い、障害のある人に対する理解と地域生活への受け入れを推進するとともにその環境整備を図っていきます。

（４）医療の充実

保健、医療、福祉の各関係機関の連携によって地域ニーズに応えられる医療体制の確立に取り組みます。また、医療の必要な障害のある人が継続して受診できるよう、各医療機関との連携を図ります。

（５）難病に関する理解の推進と支援の充実

保健所をはじめとする関係機関と協力、連携により、難病患者に対して、障害者総合支援法に基づくサービスを周知するとともに、制度の利用を促進し、日常生活の維持や社会参加への支援を行います。

（６）医療費助成制度の充実

障害のある人の経済的負担を軽減するための医療費助成について、必要に応じて制度内容の見直しを図り、継続的に実施します。

基本目標 4 社会参加への促進

■現状と課題

障害のある人が生涯を通じて自立した生活を営み、心豊かに生きがいのある生活を送るためには、スポーツやレクリエーション活動への参加や芸術、文化などの社会活動への参加の機会を増やすことが重要です。

国においては、平成30年に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（障がい者文化芸術活動推進法）」が施行され、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。県においても、障害者文化芸術支援センターの運営や、障害者芸術文化祭等を通じて、障害のある人の文化芸術活動を支援しています。また、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、障害のある人の読書環境の向上にも取り組む必要があります。

障害のある人が就労することに対する理解と支援も必要です。障害のある人の就労は、社会参加の自覚や生きがい対策として、また、自立を目指しての重要な役割を担っています。一人ひとりの能力とその適性に即した就労の場を確保し、その安定を図るための施策を充実する必要があります。

障害のある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢や能力、それぞれの特性に応じて、障害のあるなしによって分け隔てられることなく共に学ぶことのできる仕組みを充実させることが重要です。

■具体的な施策

（１）教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興

①教育

インクルーシブ教育^{*3}の理念に基づき、すべての子どもに最も適した教育・指導を提供でき、障害のある人となない人が共に学ぶことのできる共生社会の実現に向けて、環境整備を推進していきます。

障害のある子どものライフステージに応じた相談支援体制や学校における進路指導・就労指導の充実を図るとともに、学校教育施設のバリアフリー化を推進していきます。

②文化芸術活動、スポーツ等

地域の人々とのふれあい、交流の場づくりを推進し、障害のある人が気軽に参加し楽しめるスポーツやレクリエーションへの参加活動を支援するとともに文化行事やイベントへの参加に対する支援を行います。また、令和7年度に開催される「ながさきピース文化祭2025」を契機として、障害のある人による文化芸術活動の推進を図るとともに、イベントを一過性のものとせず、継続的な取り組みにつなげられるように進めていきます。

^{*3} インクルーシブ教育：障害のある子どもとなない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。

③障害のある人の読書環境の整備

「長崎県読書バリアフリー推進計画」及び「第二次松浦市読書活動推進計画」に基づき、県、関係機関等と連携・協働し、日常生活給付事業を通じた、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デジプレーヤー^{*4}等の端末機器等の情報提供や給付の支援など視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進します。

(2) 働きやすいまちづくり

公共職業安定所や関係機関との連携による雇用促進のための体制づくりや相談体制の充実を図り、障害のある人の雇用機会の創出を目指します。

また、事業者等に対する啓発を行い、職業訓練等就労に必要な知識、技術の取得及び能力の向上を支援するとともに、市関係機関からの物品等の発注を優先的に行い、働く人の所得の向上を目指します。

基本目標5 やさしいまちづくり

■現状と課題

障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるようになるには、障害のある人を取り巻く社会環境の整備が求められます。

人に優しいまちづくりを目指すためには、公共施設のバリアフリー化や、犯罪や事故等の発生予防や自然災害からの避難支援などの防災の体制づくりが必要です。

アンケート調査結果からも、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を求める意見や災害時の不安を抱えている障害のある人が多くいる様子がうかがえました。

障害のある人が、地域の中で安全・安心な日常生活を過ごすことができるよう、日頃から防犯・防災に関する情報を発信するほか、民生委員・児童委員、自主防災組織をはじめとする地域と行政機関等との連携を強化するなど、障害のある人やその家族が地域の中で孤立することなく、助け合える体制を整備し、防犯・防災対策の充実を図ることが必要です。

■具体的な施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が安心して外出したり生活できるように、公共の施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが安全・安心して利用できるよう福祉的配慮のもとでの整備と改善に向けた周知に努めます。また、障害のある人への理解や認識を深めることで、施設整備だけでなく「心のバリアフリー」を推進することで、障害のある人に自然に手助けできる環境づくりに努めます。

^{*4} デジプレーヤー

：視覚障害のある人や普通の印刷物を読むことが困難な人のためにカセットに代わるデジタル録音図書を再生する機器。

（２）防災、防犯体制の整備

防犯意識、防災意識の高揚に努めるとともに、市の防犯対策や防災計画に基づき市民と行政が一体となって防犯、防災体制の確立と強化に努めます。

特に、災害時や緊急時の支援にあたっては、消防団や自主防災組織等の防災関係機関並びに福祉関係者との連携を強化するとともに、避難支援等、地域での見守り活動が行えるよう避難行動要支援者の把握と「個別避難計画」の作成を推進します。また、障害のある人の特性に応じた避難所の運営に努めるとともに、福祉避難所の確保に努めます。そして、精神障害や発達障害など障害の特性により、障害のある人が在宅に留まる場合に必要となる情報の収集や適切な対応を行うための情報提供に取り組みます。

（３）情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実

インターネット環境の普及によりさまざまな情報をインターネット上から得ることが容易になり、障害のある人にとっても情報を得るうえで有効なツールの一つとなっています。しかし、一方でそのツールを使うことができず、情報にアクセスできない障害のある人もいます。障害のある人が必要な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションができるように、情報提供やコミュニケーション支援の充実など、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

一人ひとりの障害に応じて必要な情報を入手できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、パソコンや携帯端末、インターネットなどＩＣＴ^{*5}の活用によるコミュニケーション手段の確保、視聴覚障害者に対する情報の取得、伝達のバリアフリー化を促進するために市の広報誌、ホームページなどの情報提供体制を整備し、併せてサポートを行うボランティア団体との連携と手話奉仕員等の人材の確保、養成に努めます。

（４）ボランティア活動の支援

障害のある人が自立して社会参加するためには、ボランティアや障害者団体の役割は重要です。地域住民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政、地域住民が連携・協力しながら支援する環境づくりが必要です。

また、児童・生徒が障害に対する正しい理解と認識を深めることや地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め支援するよう努めるとともに、地域における交流が活性化していくための環境づくりや意識啓発に努めます。

*5 ＩＣＴ：情報通信技術のこと。「Information and Communication Technology」の略。

第5章 計画の推進体制

1 庁内及び関係機関との連携強化

障害のある人や障害のある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっていることから、障害福祉担当である福祉事務所をはじめ、関係各課との連携を取りながら効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的で継続的な支援を進めます。

2 国や県、近隣市町との連携強化

国や県からの情報を収集し、制度の適切改正や施策を展開していきます。

また、計画を適切に推進し、目標を達成するために国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障害のある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

市内で実施できない福祉サービスや専門的な知識を要する事例など、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

3 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障害のある人やその家族等で作る団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

4 広報・啓発活動の推進

行政、障害のある人やその家族等で作る団体、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を進めます。

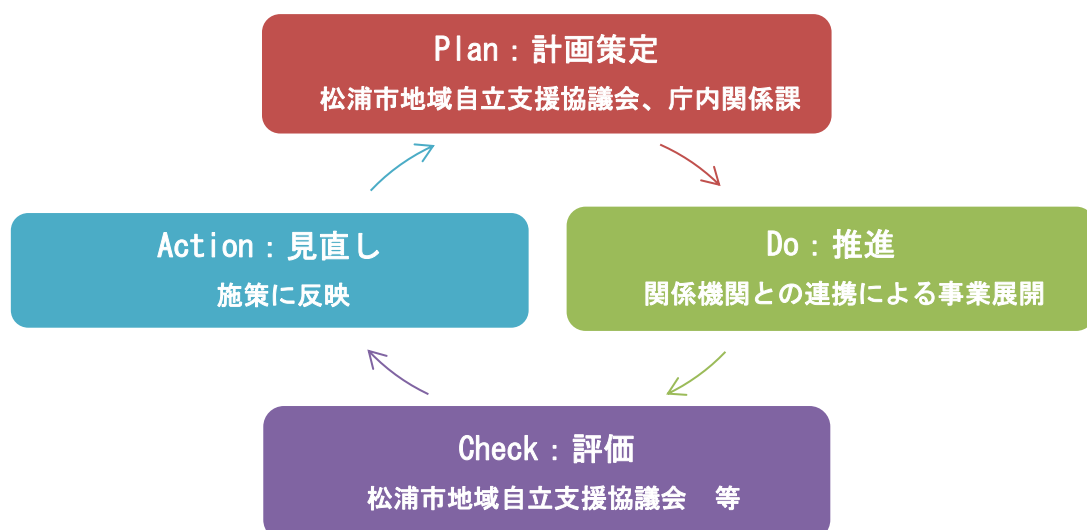
5 持続可能な開発目標との関連

障害者施策の推進にあたっては、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、障害のある人のみならず行政機関・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進します。本計画では、下記の4つの目標を掲げ、達成を目指します。



6 計画の点検・評価

本計画に基づく障害者施策を効果的で継続的に推進していくため、「第4章計画の基本施策」で示した基本目標におけるそれぞれの施策の進捗状況を確認し、松浦市地域自立支援協議会などにおいて適宜意見を聞きながら、計画の点検評価を行います。



資 料 編

1. 松浦市地域自立支援協議会設置要綱
2. 松浦市地域自立支援協議会委員名簿
3. 松浦市障害者計画策定の経緯

1. 松浦市地域自立支援協議会設置要綱

平成24年3月30日

告示第29号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、松浦市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 障害福祉に関する困難事例の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の連携体制の構築等に関すること。
- (4) 市障害者計画及び市障害福祉計画の作成等に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会が行うこととされている障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (6) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は福祉事務所において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 この告示の施行日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 (平成25年告示第51号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日告示第38号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2. 松浦市地域自立支援協議会 委員名簿

順不同、敬称略

選出区分※	団体名・事業所名等	役職	氏名
相談支援事業者 (第1号委員)	宗教法人 宝昌寺 (相談支援事業所 菩提樹)	相談支援 専門員	微笑 まり
	株式会社 マイライフ (特定相談支援事業所 アイル)	相談支援 専門員	吉岡 めい子
障害福祉 サービス事業者 (第2号委員)	社会福祉法人 友星会 (ワークプラザ松浦)	理事	大久保 ひろ子
	社会福祉法人 長崎両輪会 (福祉の里 松浦作業所)	理事	田中 操
教育・雇用 関係者 (第3号委員)	松浦市校長会	会長	宮田 英治
	長崎県北地域障害者就業・生活支援 センター(社会福祉法人 民生会)	所長	牧田 信芳
障害者団体 関係者 (第4号委員)	松浦市身体障害者福祉協会	会長	山田 勇男
	松浦市手をつなぐ育成会	副会長	副会長 岡村 正義
学識経験者 (第5号委員)	長崎県県北保健所(地域保健課)	課長	中島 康子
	NPO 法人つつじ会 地域活動支援センター「はーとオアシス」	理事長 兼所長	会長 鶴 正義
	社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会	会長	大久保 美樹子
その他 (第6号委員)	松浦市民生委員児童委員協議会	理事	山本 美恵子
	長寿介護課	主査	高松 律子
	子育て・こども課	主査	前田 史織
	健康ほけん課	統括 保健師	濱村 彰子

※松浦市地域自立支援協議会設置要綱第3条第2項の規定による区分

3. 松浦市障害者計画策定の経緯

年月日	内 容	
令和6年7月31日～ 令和6年8月30日	障害者計画アンケート調査 の実施	・ 障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、アンケート調査を実施
令和6年11月8日	第1回 松浦市地域自立支援協議会	・ 松浦市障害者計画について ・ ながさきピース文化祭2025について ・ その他
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	パブリックコメントの実施	・ パブリックコメント手続きによる市民意見募集
令和7年2月19日	第2回 松浦市地域自立支援協議会	・ 松浦市障害者計画について (パブリックコメントの結果報告) ・ 地域生活拠点等の運用状況に係る検証について ・ 各専門部会の活動報告について ・ その他
令和7年2月28日～ 令和7年3月14日	3月市議会定例会への報告	・ 議長及び文教厚生委員会への報告